

令和5年第1回府中町議会定例会

会 議 録（第3号）

1. 開 会 年 月 日 令和5年3月10日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和5年3月20日（月）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18名）

議長	梶 川 三樹夫 君	副議長	二 見 伸 吾 君
1 番	川 上 翔一郎 君	2 番	宮 本 彰 君
3 番	西 山 優 君	4 番	狩 野 雄 二 君
5 番	坂 田 栄 一 君	6 番	田 中 伸 武 君
7 番	山 口 晃 司 君	10 番	西 友 幸 君
11 番	寺 尾 光 司 君	12 番	力 山 彰 君
13 番	三 宅 健 治 君	14 番	齋 藤 昇 君
15 番	益 田 芳 子 君	16 番	橋 井 肇 君
17 番	児 玉 利 典 君	18 番	木 田 圭 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（なし）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 第12号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 3 第15号議案 府中町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 4 第19号議案 府中町長寿祝金条例の一部改正について
- 5 第20号議案 府中町国民健康保険条例の一部改正について
- 6 第21号議案 府中町国民健康保険税条例の一部改正について
- 7 第22号議案 府中町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 8 第5号議案 令和5年度府中町一般会計予算

- 9 第 6 号議案 令和 5 年度府中町土地取得特別会計予算
- 10 第 7 号議案 令和 5 年度府中町国民健康保険特別会計予算
- 11 第 8 号議案 令和 5 年度府中町介護保険特別会計予算
- 12 第 9 号議案 令和 5 年度府中町後期高齢者医療特別会計予算
- 13 第 10 号議案 令和 5 年度府中町下水道事業会計予算

(予算特別委員会解散)

14 一般質問

~~~~~○~~~~~

#### 7. 説明のため会議に出席した者

|                |   |         |
|----------------|---|---------|
| 町              | 長 | 佐藤 信治 君 |
| 副町             | 長 | 齋藤 哲也 君 |
| 教 育            | 長 | 新田 憲章 君 |
| 総務企画部          | 長 | 増田 康洋 君 |
| 財 務 部          | 長 | 胡子 幸穂 君 |
| 福祉保健部          | 長 | 山西 仁子 君 |
| 町民生活部          | 長 | 森本 雅生 君 |
| 建 設 部          | 長 | 井上 貴文 君 |
| 消 防            | 長 | 新宅 和彦 君 |
| 教 育 部          | 長 | 榎並 隆浩 君 |
| 危機管理監          |   | 屋敷 学 君  |
| 総務企画部次長兼情報管理課長 |   | 岩崎 雅男 君 |
| 町民生活部次長兼自治振興課長 |   | 谷口 充寿 君 |
| 消防次長兼消防総務課長    |   | 橋本 臣彦 君 |
| 政策企画課長         |   | 土井 賢二 君 |
| 総 務 課          | 長 | 宮脇 理恵 君 |
| 子育て支援課長        |   | 金本 智巳 君 |
| 警 防 課          | 長 | 松田 和将 君 |
| 学校教育課長         |   | 立花 淑子 君 |
| 社会教育課長         |   | 箱田 進一 君 |

~~~~~○~~~~~

８．職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

９．議事の内容

（開議 午前１０時００分）

○議長（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１８名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和５年第１回府中町議会定例会第３日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、６番、田中議員、７番、山口議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君） 日程第２に入りますが、お手元の日程第２から日程第１３までの各議案は、令和５年度予算及びそれらの関連議案ですので、一括議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。よって、日程第２、第１２号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第３、第１５号議案、府中町子ども医療費助成条例の一部改正について、日程第４、第１９号議案、府中町長寿祝金条例の一部改正について、日程第５、第２０号議案、府中町国民健康保険条例の一部改正について、日程第６、第２１号議案、府中町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第７、第２２号議案、府中町道路占用料徴収条例の一部改正について、日程第８、第５号議案、令和５年度府中町一般会計予算、日程第９、第６号議案、令和５年度府中町土地取得特別会計予算、

日程第10、第7号議案、令和5年度府中町国民健康保険特別会計予算、日程第11、第8号議案、令和5年度府中町介護保険特別会計予算、日程第12、第9号議案、令和5年度府中町後期高齢者医療特別会計予算、日程第13、第10号議案、令和5年度府中町下水道事業会計予算、以上を一括議題に供します。

本件につきましては、予算特別委員会に付託をしておりますので、ただいまから委員長より審査結果を報告していただきます。

予算特別委員会委員長、2番、宮本委員長。

○2番（宮本 彰君） 皆さん、おはようございます。令和5年度予算特別委員会報告をいたします。

お手元に配付されております報告書を御覧ください。

令和5年3月20日。

府中町議会議長梶川三樹夫様。

令和5年度予算特別委員会委員長宮本 彰。

令和5年度予算特別委員会報告書。

令和5年3月13日の会議において付託された案件は、慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、府中町議会会議規則第66条の規定により報告いたします。

第12号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

原 案 可 決

第15号議案 府中町子ども医療費助成条例の一部改正について

原 案 可 決

第19号議案 府中町長寿祝金条例の一部改正について

原 案 可 決

第20号議案 府中町国民健康保険条例の一部改正について

原 案 可 決

第21号議案 府中町国民健康保険税条例の一部改正について

原 案 可 決

第22号議案 府中町道路占用料徴収条例の一部改正について

原 案 可 決

第 5号議案 令和5年度府中町一般会計予算

原 案 可 決

第 6 号議案 令和 5 年度府中町土地取得特別会計予算

原 案 可 決

第 7 号議案 令和 5 年度府中町国民健康保険特別会計予算

原 案 可 決

第 8 号議案 令和 5 年度府中町介護保険特別会計予算

原 案 可 決

第 9 号議案 令和 5 年度府中町後期高齢者医療特別会計予算

原 案 可 決

第 10 号議案 令和 5 年度府中町下水道事業会計予算

原 案 可 決

なお、審査過程における意見等ということで、7 項目述べておきます。

第 5 号議案に対し、

総務文教関係では、1、学校運営改善推進事業における部活指導員の配置に際しては、けがや熱中症といった突発的な事故に、指導員が対応できるよう配慮をお願いしたい。

2、放課後児童クラブの利用においては、家庭環境の事情により相談等には柔軟に対応してほしい。

厚生関係では、1、子ども医療費助成条例制度の拡充は評価できる。所得制度の撤廃など、さらなる子育て支援の充実に取り組んでほしい。

2、長寿祝金制度の一部見直しは、持続可能な制度とするため、やむを得ない面があると考ええる。しかし、今後の社会情勢の変化を注視し、機会があれば高齢者福祉事業全体の中で再度検討をしてほしい。

3、脱炭素社会の実現には、町民・事業者をはじめ、町内で活動する全ての人が、協働して取り組む必要がある。こうした機運の醸成につながる具体的な支援を今後推進してほしい。

建設関係では、道路の維持補修や新設改良については、これからも町民からの要望を踏まえ、誰もが安心して利用できる、町道、歩道の整備を確実に実施してほしい。また、町民からの要望に未対応の箇所も実施可能な方法を再度検討してほしい。

2、町民に身近な施設である公園の遊具や施設の改善に当たっては、これからも地

域住民の意見を積極的に取り入れるとともに、施設を管理する他の部署と連携を取りながら、早急に進めてほしい。

以上でございます。

町当局におかれましては、審査の過程で示された意見等を十分予算執行に生かされるよう、一層の努力をお願いし、令和５年度予算特別委員会の報告とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） ただいま予算特別委員会委員長より報告がありましたが、本件につきましては、１８名全員による予算特別委員会において審査していただき、内容は御理解のことと思います。よって、質疑を省略し、直ちに１議案ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議ないようでございます。よって、１議案ずつ討論、採決を行います。

また、採決の場合、現在の出席議員１８名で、その間議員数は変わらないと思いますので、この際、定足数の確認も省略しながら採決を進めていくこととさせていただきます。

それでは、参ります。

ただいまの出席議員１８名で、採決に加わる者１７名でございます。

お諮りします。

日程第２、第１２号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第３、第１５号議案、府中町子ども医療費助成条例の一部改正について、討論

を行います。

討論ございますか。

8 番、二見議員。賛成ですか、反対ですか。

○8 番（二見伸吾君） 賛成です。

○議長（梶川三樹夫君） 賛成で。反対はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） じゃあ、賛成討論をお願いします。

○8 番（二見伸吾君） 8 番、二見です。第15号議案、府中町子ども医療費助成条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。

今回の改正は、通院に対する助成を小学校卒業までから中学校卒業までに引き上げる内容です。平成18年の当選以来、予算決算の質疑・討論で要望してきましたので、実現したことを喜んでいます。豊かな財政があると思われている府中町ですが、町域が狭いこともあり、地方交付税が人口に比して少なく、一般会計総額もまた人口比で決して多くありません。一方、小中学生の数が多く、制度の引上げに必要な金額は大きい。そういう中で、対象年齢の引上げを決断されたことに敬意を表したいと思います。

広島県内自治体は、岡山県などと比べて子どもの医療費助成が遅れていました。それがこの間、急速に制度が改善され、令和5年度から呉市、竹原市、三原市が入院通院とも18歳までの助成に踏み出します。18歳まで助成する市町は、全部で13となり、県内自治体の半数を超えました。本来であれば、国が責任を持って、子どもの医療費を助成すべきだと考えます。しかし、政府は動こうとしません。そういう中で、財政的に大変であっても、引き続き助成を拡大するよう努力していただきたい。また、所得制限をなくすことを優先的に取り組んでほしいと思います。

全国では、所得制限がある方が少ない。令和3年4月1日現在で、通院は所得制限なしが1,521市区町村、ありが220市区町村です。岡山県で所得制限のある市町村は一つもありません。県内でも、所得制限がない市町が13で、こちらも半数を超えています。

所得制限について、町内にお住まいの方からメールをいただきました。8月から所得制限に引っかかり、子どもの医療費助成が受けられなくなりました。このお知らせが自宅に届け、何だかお金が程々にあるのだから、自分で勝手に育てればと言われて

るような気持ちになり、悲しい気持ちになりましたというものであります。社会保障は所得に応じて課税し、公平無差別平等に給付することが原則です。しかし、日本では所得に応じて給付を減らすことが当たり前であるかのようになっています。所得に応じて税負担をしているのに、給付が制限されては悲しい気持ちになるのも当然です。

以上の意見を付して、本条例改正案に賛成いたします。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第４、第１９号議案、府中町長寿祝金条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

１１番、寺尾議員。

賛成ですか、反対ですか。

○１１番（寺尾光司君） 反対です。

○議長（梶川三樹夫君） 反対ですね。じゃあ、１１番、寺尾議員。

○１１番（寺尾光司君） 第１９号議案、府中町長寿祝金条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加したいと思います。

今回の改正条例は、社会情勢の変化を踏まえて、事業の持続性を高めるため見直しを行うというもので、現在長寿を祝福して敬老の意を表するため、祝金を支給している７７歳の方への１万円と１００歳を超える方への５万円を廃止し、８８歳の方への２万円と１００歳の方の５万円のみとする内容で、予算額は１，４０５万円から６６５万円へと７４０万円の減額とするものになっております。

見直しの理由としては、平均寿命の延伸、周辺市町の見直し状況を踏まえてという内容となっております。私といたしましては、社会情勢の変化を踏まえて見直しは当然すべきものと考えますが、この事業の意義、長寿を祝福して敬老の意を表すること

自体は少しも減ずることはなく、今後一層より醸成していく必要があるものと思います。祝金という個人給付の見直しは必要と考えますが、見直しの視点としては、高齢者福祉全体の中、また町の施策、予算の効果的、効率的な配分などの様々な視点から、十分に慎重に検討されるべきだと考えております。

町長が提案に当たりまして、これは一般的な条例改正であり、予算編成権に関するものとして、事前に議員全員との協議は特に考えず、他の議案と同様に担当の厚生委員会のみでの説明で、本会議へ提案されております。厚生委員会での当局案は、当初 90 歳の方に 2 万円を支給するという案でしたが、委員の意見を踏まえて、88 歳に戻されたとも聞きましたが、厚生委員会のメンバー以外、私を含めて他の議員が今回の条例改正案を最初に目にしたのは、この 3 月議会の告示日 3 月 3 日であり、また、私自身が参加できた改正案の説明と質疑は、3 月 14 日の予算特別委員会全体会の 1 日だけというものでございました。

私はこの条例改正、長寿祝金の 77 歳と 100 歳を超える方への支給の廃止は、ごく一般的な条例改正ではなく、やはり町民への影響と反響が大変大きな条例改正だと思います。特に今年 77 歳の方は祝金を受け取れましたが、来年の方はゼロ、全く受け取れないということは、該当される方にとっては大変不満、不公平感を持たれるのではないのでしょうか。特に 70 歳代の方は、地域コミュニティー、各種地域団体の中心的な担い手の部分であり、失望される方も多いのではないのでしょうか。高齢者福祉全体の見直しの中でめり張りをつけるとか、減額された 740 万円の予算は、このように使われますよということが示されないと、なかなか理解されないのではないのでしょうか。

以前も社会情勢の変化を踏まえて、敬老年金を廃止したことがあります。そのときは長寿祝金を増額したのではないかというふうな記憶がございます。もう少し時間があれば、見直し内容についても議論ができたのではないかと思います。ちなみに、改正案は 88 歳 2 万円、100 歳 5 万円、予算 665 万円ということですが、これをちなみに 77 歳の方には、現在 550 人ということですが、半額の 5,000 円、88 歳 295 人と聞いておりますが、この方に対して他の市町で多数の 1 万円、同じく 100 歳 15 人ということですが、100 歳の方を 3 万円で試算をすると、615 万円ということで、改正案より予算が少なくて済みます。十分持続可能な対応ができるというふうに考えます。ほかにも、いきいき活動ポイント事業の充実など、

他の高齢者福祉に財源を振り向けるなど、いろいろやり方はあろうと思います。また、祝金の見直しについての周知期間や、経過措置なども必要ではないかと考えます。

今回の条例改正の提案は、あまりにも唐突で、討論や議論のいとまがありません。これまで社会を築いてこられた先輩諸氏に対する祝金を見直すに当たっては、もう少し丁寧に納得は難しいとしても、理解を得るよう努力しながら進めるべきだと思います。子育ても敬老も、バランスの取れた施策の展開が求められるのではないのでしょうか。制度の見直しの必要は理解しますが、現在の提案内容や検討経過では納得できないので、今回の改正は見送り、改めて高齢者福祉全体の中で再検討すべきだと思います。

つきましては、議員各位におかれましては、反対に賛同いただき、後日改めて敬老に対する祝意の在り方、高齢者福祉の今後の在り方について議論をいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

なお、条例否決となれば予算が不足し追加が必要となりますが、予算不足額 740 万円は予備費の範囲内でもあり、また、祝金は 8 月 1 日現在で支給をしておりますので、今後予算補正の機会もあると思います。予算案自体の修正は必要ないと考えております。

以上です。よろしくお願いをいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 反対でしたね。賛成いらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） では、8 番、二見議員。

○8 番（二見伸吾君） 第 19 号議案、府中町長寿祝金条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

高齢者長寿祝金支給事業は平成 10 年度から始められ、四半世紀の歴史があります。今回の改正案は、88 歳と 100 歳の支給は現状どおり、77 歳と 101 歳以上の支給を廃止するものであります。県内市町の支給状況を見ますと、77 歳での支給があるのは、府中町のほか海田町と坂町、神石高原町だけとなっています。当町の長寿祝金は現在県内トップであります。令和 4 年度現在の平均寿命は、男性 81.5 歳、女性 87.6 歳となっており、77 歳を上回っています。当然ながら支給対象者が年々増え、現状のままでは長寿祝金制度が維持できなくなるということが、改正理由です。確かに平均寿命が延び、古来まれなりと言われた 70 歳の古希も珍しくなくなってい

ます。

しかし最近の訃報を見ましても、料理の鉄人の陳建一さんは67歳、落語家の笑福亭笑瓶さんが66歳、俳優の渡辺徹さんが61歳など、70歳を迎えることなく亡くられる方もいます。以前よりも77歳を迎える人が増えているのは確かですが、命の長さは人それぞれで、平均寿命が延びた今日でも、77歳を迎えることは喜寿・喜ぶ寿ぐ年なのではないでしょうか。年金が引き下げられ、後期高齢者医療制度の窓口負担が1割から2割になった人もいます。そこへ77歳の祝金もなくなる。高齢者の方はとても寂しい気持ちになると思うんです。

以上の理由で、本改正案に反対し、討論を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 賛成多数でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第5、第20号議案、府中町国民健康保険条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第6、第21号議案、府中町国民健康保険税条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。もう一回手を挙げてください。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第7、第22号議案、府中町道路占用料徴収条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第8、第5号議案、令和5年度府中町一般会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

賛成ですか、反対ですか。反対はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） では、6番、田中議員からお願いします。

○6番（田中伸武君） 田中です。一般会計の新年度予算に賛成の立場で討論いたしますけれども、賛成に当たって一言意見を述べさせていただきます。

予算化に当たって、いろんな事業の予算化に当たって、特に住民から意見のあるような事業、そういうものについては慎重に、かついろいろ計画、丁寧な説明をしながらすべきであろうという意見であります。具体的にいいますと、新年度の予算で一つ、農林漁業費の中で、農業用水路等改良事業、いわゆる永田池の廃止事業が予算化されたわけですが、この予算化はかなり異例のものでありまして、去年も一般質問等

でありましたけども、令和当初は令和２年度に予算化され、それが３年度に繰り越す、そして流れる。令和４年度は何もしない。今回令和５年度で復活したというような形で、非常に異例の予算化だったわけですけども、そこには住民の様々な意見もありましたし、水質の問題等もあったわけであります。

ただ、今回こうやって曲折があって予算化するに当たって、説明の中でもありましたけど、住民の理解も一定には得られたと。跡地の利用、これも要望があったけども、決まっていなくても、一部地域の開放も検討すると。一定の説明はあるやのように見えるわけでありますけれども、私はこれは本当の住民の理解なのかなと疑問に思うわけであります。一旦、予算がつくと止まりにくい事業というのはよく指摘され、公共事業の場合はよく指摘されるわけであります。今回の廃止事業も、昨年さんざんやりましたけども、ため池が決壊するわけではない。決壊する堤防の上にアパートが建ち、その積水ハウスが、南海トラフにも耐えられるアパートだといって建てている。けれども、浸水想定ハザードマップには載ってるから予算化した。県も了承した。

つまり、もう一つ言えば、地権者も私有地がなかった。つまり非常に予算化しやすい適地だったというわけであります。防災とか減災とかの本来の目的であるならば、もっと優先すべき事業はたくさんあっただろうということは、想像できるわけでありますけれども、今回の事業化に当たっては、予算化に当たってはそういう予算に予算化しやすい、事業化しやすい条件が整った。そして住民の理解を得たということで進むということではありますが、いささか疑問も残るわけであります。

住民の理解という点でいえば、ちょっと話は変わりますけども、町が１００％出資して設立している、社会福祉協議会の事業の中でも、高齢者サロン事業について、社協がまず廃止を決めて、そして住民に理解を得たという説明があったところが、よくよく考えてみると、その住民の理解というのは、住民一人一人に廃止するよ、理解してねと、どうしようもないんですよという形でやるっていくわけであります。積極的な理解というよりは、渋々そのとおりならしやうがないと、押し切られる形の理解であります。

以上、予算化しやすいかどうかということだけではなく、事業目的がきちんと達成できるかどうか。そして、永田池でいえば、跡地利用もきちんとしてからでいいのではないかと、急ぐ必要はないんじゃないか。そういったことも多々ある。以上、事業の予算化に当たりましては、特に住民の意見、納得をきちんと得るにはどうすればい

いか。そして走り出してもストップできないわけじゃなくて、予算化しやすいかどうかじゃない。別の面できちんと目的を慎重に検討すべきではないかと。そういうことを私は今回の予算化の中で、気づかせていただいたと思うわけであります。いささか個別の事業に立ち入りましたけども、新しい予算を編成するに当たっては、やはり特に住民の意見、そういうものについては、慎重に対処し予算化も急ぐべきなのかなど、図るべき検討すべきだろうと思うわけであります。

以上いった課題を指摘させていただいて、本年度の予算への賛成討論といたします。
ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 続いて8番、二見議員。

○8番（二見伸吾君） 8番、二見です。第5号議案、令和5年度府中町一般会計予算に賛成の立場から討論を行います。

まず歳入です。府中町は広島県内で財政力が高い自治体だと思われています。住民からの税収が多いという意味でしたら、確かにそのとおりで町税が一般会計に占める割合は、県内9町で最も多く43.5%です。しかし、そのことは、府中町政が使えるお金が多いということを意味しません。一般会計決算を住民1人当たりで割ってみました。新型コロナの影響を受けていない、令和元年度の数字です。府中町33万円、海田町40万円、熊野町43万円、坂町83万円、安芸太田町135万円、北広島町88万円、大崎上島町97万円、世羅町84万円、神石高原町144万円です。

このように、住民1人当たりでいいますと、9町の中で使えるお金が最も少ないのが府中町です。どうしてこういうことになるのかというと、地方交付税が少ない。交付税も住民1人当たりで計算しますと、府中町3万円、海田町5万円、熊野町11万円、坂町10万円、安芸太田町71万円、北広島町34万円、大崎上島町32万円、世羅町32万円、神石高原町62万円です。地方交付税は地方公共団体間の財政の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるように、財源を保障するためのもので、地方の固有の財源だと総務省は説明をしているとおり、必要な制度であります。

基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものが、財源不足額とされ、交付税措置されます。基準財政需要額は、道路橋梁費や公園費、生活保護費、徴税費などの項目単位費用に人口や面積などをかけ、さらにそれを補正して算定をいたします。当町は狭いので、面積や道路の長さが測定単位となっているものは不利です。もちろん面

積も重要な要素で、北広島町は東京23区と同じ面積ですから、人口だけで判断されても困るでしょう。様々な算定項目を計算し積み上げた結果が、基準財政需要額となりますが、先ほど紹介した住民1人当たりの交付税の額から分かるように、当町や海田町のような狭くて人口の多い町は、他の町に比べ実際に必要とされる額よりも、交付税が随分少ない。神石高原町の交付税は当町の20倍であります。地方交付税制度は必要だと思いますが、あまりにも差がつき過ぎています。

京都府の精華町、人口3万6,000人、面積25平方メートル、当町と同じように人口が多く町域が狭い。1人当たり一般会計予算は34万円、地方交付税は当町よりは多いけれど6万円です。当町だけでなく狭くて人口の多い町は、どこでも苦しんでいるようです。町政に必要な財源が確保できるように、交付税の仕組みを是正することが必要だと思います。同じような条件の他の町とも力を合わせて、国に働きかけてください。

次に、ふるさと納税についてお話しますけれども、昨年末の朝日新聞にふるさと納税赤字、自治体の25%という記事があり、令和3年度、府中町は全国の町村の中で赤字が2番目に多いと紹介されていました。本来であれば、町の収入となる1億3,700万円がよそへ行ってしまったということです。ただし、75%は国から補填されますので、約3,400万円の損失となります。ふるさと納税は、個人が自治体に寄附すると、特産品などの返礼品が受け取れ、寄附した金額の一部が所得税と住民税から控除される制度です。返礼品は、寄附額の3割に当たる額まで認められています。

府中町から全国の自治体に出て行った1億3,700万円のうち、約4,000万円は、返礼品として寄附した人のものになります。さとふるなど、ふるさと納税を仲介するサイトに手数料も払わなければなりません。ですから、府中町から消えていった1億3,700万円の半分ぐらいしか、他の自治体の収入増にならない。税金を使ってギフトを贈っているようなものです。全くばかばかしい仕組みであります。返礼品もブランド牛かエビなどの海の幸がないと寄附が集まらないと言われています。ふるなびというサイトで今月のランキングが出ていました。1位が米、2位と3位がマスカット、4位がホタテで、5位がイチゴです。海もなく田畑もごくわずかしかないう府中町では、努力のしようもありません。全く不公平です。

収入が多く、納税額が多いほど得になるということも問題です。納める税金以上は

寄附をしても控除されません。控除される上限の目安は、独身あるいは共働きの場合、年収３００万円なら２万７，０００円まで、年収５００万円なら６万円まで、年収１，０００万円なら１７万２，０００円、年収４，０００万円なら１２８万円までです。返礼品は、年収３００万円の人なら８，０００円程度、年収４，０００万円の人なら４０万円程度の商品が受け取ります。金持ちほどお得ということであります。税には所得の再分配といって、格差を是正する働きがあります。しかし、ふるさと納税は所得の多い人ほど優遇され、税の在り方をゆがめるものであります。

２０１９年、返礼品は寄附額の３割以下の地場商品と改定されました。それまで、静岡県小山町は、寄附額の４割分をAmazonギフト券を返礼品とし、全国２位の約２５２億円を集めました。町の一般会計当初予算の２倍であります。この寄附金で、学校給食無料化、富士山が見える公園の整備、工業団地進出企業への補助金などを実施しました。しかし制度変更によって寄附は、令和元年度８億円、２年度３億円へと減少、給食費の完全無料化は保護者に喜ばれているので続けたいが、中止や縮小、代わりに他分野の削減などの議論が起きるかもしれないと、池谷晴一町長が言っております。ふるさと納税を原資に積極的な施策を打っても、制度が変わればたちまち収入を失い大変なことになる。このようにふるさと納税は問題が多い制度であります。町民の皆さんの払った税金が、他に流出せず町のために使えるように、本来の姿に戻ることを願います。

次に歳出であります。子どもの医療費助成については、第１５号議案の賛成討論で述べましたので繰り返しません。大変よかったと思います。もう一つ評価したいのは、保育園の新設です。令和２年度にこんごうさくら保育園ができ、令和４年５月１日現在の認可保育所の定数は９７０人になりました。それでも、潜在的な待機児童数は１５９人、前年度より倍増し保育所の入所を待つ保護者、児童が引き続き存在する状況です。さらに、町内には、令和２年から３年にかけて三つの大きなマンションが建設され、保育園を必要とする方が少なくないと思われます。そういう状況の中、さらにもう一つの保育園をつくることを決断され、今回施設整備に対して２億１，０００万円の補助金がつきました。令和６年４月に開園とのことで、待機児童が大幅に減少し、子育てしやすい町がさらに前進することを期待します。

介護小規模多機能型居宅介護事業所の整備も進められます。介護小規模多機能型居宅介護事業とは、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスで、通

い、泊まり、訪問介護、訪問看護サービスを提供するものです。三菱UFJリサーチ&コンサルティングが厚労省の委託で行った調査によりますと、看護小規模多機能型居宅介護事業の利用者の状態の変化として、家族の介護負担が軽減し、自宅療養が継続できた59.7%、運動機能の改善が図られた25.6%、不要な入院を回避できた22.1%、在宅療養生活へのスムーズな移行ができた20.5%とあります。介護を必要とする方が住み慣れた町で健やかに暮らし、家族の負担が軽減されることになればよいと思います。

令和5年度より教育費が約6億円増えています。そのうち、東小の校舎の屋根外壁の改修、体育館床の張り替え、中央小の教室、放課後児童クラブ教室の増築が計3億5,500万円です。また、今回新たに給食費が公会計化され、小中合わせて2億7,500万円が計上されています。これまで学校が集め業者に支払っていた給食費ですが、令和5年度から町が徴収して支払うことになります。ですから、町の支出が増えるわけではありません。

今、全国で給食費を無償化にする自治体が広がっています。当町は冒頭で申しましたように、交付税が少なく一般会計が180億円程度、令和5年度の予算は190億円ですけれども、一般会計180億円程度で2億7,500万円を新たに負担することはとてもできないと思います。財政力のあるなしで、給食の無償化ができたりできなかったりすることはおかしく、国が責任を持って無償化を進めるべきです。同時に、保護者の負担軽減の観点から、無料にすることはできなくても、給食費の一部を負担するとか、就学援助の基準を引き上げることはできるのではないのでしょうか。ちょうど1年前に学校給食について一般質問したときにも同じ提起をしました。そのときの答弁で給食費一律一部補助や就学援助の引上げについては、現時点においては考えておりません。給食費一律一部補助や就学援助の認定基準については、今後調査していきたいと考えていますというものでした。引き続き調査検討をお願いしたい。

以上、問題点や要望も含め、予算についての意見を述べました。地方交付税制度を改善することが、当町の歳出を充実させるために不可欠だということを再度強調して、賛成討論を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第9、第6号議案、令和5年度府中町土地取得特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第10、第7号議案、令和5年度府中町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第11、第8号議案、令和5年度府中町介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第１２、第９号議案、令和５年度府中町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第１３、第１０号議案、令和５年度府中町下水道事業会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

ここで付託された案件は全て終わりましたので、令和５年度予算特別委員会を解散したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

ここで、令和５年度予算特別委員会の解散に当たり、正副委員長から挨拶をお願いいたします。

まず、委員長からお願いいたします。

2 番、宮本委員長。

○2 番（宮本 彰君） おはようございます。宮本でございます。予算特別委員会解散に伴いまして、一言御挨拶をさせていただきます。

令和5年度予算の審査に当たりまして、副委員長をはじめ、各分科会の主査及び委員の皆様方の絶大なる御協力をいただきまして、予算のみならず、町政全般にわたり慎重な審査をいただき、今日期日どおり議決に至ることになりました。誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

それから、委員長として初めてのことでしたけども、なかなか至らぬところがあったとは思いますが、皆様の御協力をいただきながら本日に至りました。重ねて感謝申し上げます。ありがとうございました。

理事者の皆様におかれましては、委員の皆様方からたくさんの意見や要望をいただいております。その意見や要望を積極的に取り入れていただいて、住んでよかった、住み続けたいまちづくりに推進していただくよう強く申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました

（拍手）

○議長（梶川三樹夫君） 続きまして、副委員長お願いいたします。

15 番、益田副委員長。

○15 番（益田芳子君） 皆さん、おはようございます。副委員長の益田芳子でございます。

令和5年府中町予算特別委員会、本日閉会をいたしました。3月13日より宮本委員長の下、委員各位の皆様、理事者の皆様には、予算審議を円滑に進めていただきました。心よりお礼を申し上げます。町当局におかれましては、財政が厳しい中、また少子高齢化、様々な課題を抱えておりますが、さらなる住民福祉の向上を図っていただき、予算執行していただきますようお願いいたします。挨拶とさせていただきます。皆様大変にありがとうございました。

（拍手）

○議長（梶川三樹夫君） 正副委員長におかれましては、大変に御苦労さまでした。ありがとうございます。

これをもって、令和5年度予算特別委員会を解散いたします。

(予算特別委員会解散)

○議長（梶川三樹夫君）　ここで休憩をいたします。再開は１１時１０分からといたします。では休憩。

(休憩　午前１０時５６分)

(再開　午前１１時１０分)

○議長（梶川三樹夫君）　休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君）　日程第１４、一般質問を議題に供します。

一般質問は慣例に従って、総務文教から順を追って通告順に行います。

総務文教関係、第１項、家庭教育のあり方と今後の取り組みについて、１０番、西議員の質問を行います。

１０番、西議員。

○１０番（西　友幸君）　１０番、西です。皆さんこんにちは。家庭教育のあり方と今後の取り組みについてということで伺います。

このことは、最近共稼ぎが多くなって、母親との愛情が少なくなって、今回も出ましたが子どもを預ける問題とか、誠に残念だなと思って質問したいと思っております。よろしくお願いします。

将来を担う子どもたちにとっては、学力向上に向けた教育も大切ですが、私は道徳教育や家庭教育の重要性について、一般質問や総務文教委員会での当時の教育長にお考えを伺うなど、子どもたちが１人の人間としてどのように生きるべきか。またそのためにはどのような教育が必要なのかということに、重きを置いています。

平成３０年６月総務文教委員会において、私は社会教育の充実について事務調査を申し出て、そのときに府中町における家庭教育の在り方という資料をいただきました。その資料の冒頭には、家庭教育は全ての教育の出発点です。子どもの基本的な生活習慣の形成や、人間として望ましい心情や態度を養う上で家庭教育が大きな役割を担っていますという記載があり、結婚前の若い方、子育てをしている方、地域の方、それぞれに向けてなすべきことなどが記載されていました。

その中で、子育てをしている方に向けて、家庭は子どもにとって心のよりどころとなる場所で、同時に丁寧にしつけをして、子どもの規則正しい生活習慣を形成し、規範意識を身につける場であること、学校では子どもが生活の大半に過ごす家庭と学校が連携し、そして子どもと一緒に育てていくという意識を持つことが大切だと書かれております。家庭と学校の両方がきちんと機能することで、心豊かな子どもが育つと私は理解しておりますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、様々な活動に制約がかかったり、将来に対しての不安を抱いたりするなど、それぞれが担ってきた役割を果たすことが難しくなっているのではないかと思います。

そこで伺います。令和3年6月、私の質問で就任直後の新田教育長から家庭教育力の回復させる取組が今求められています。子どもたちの教育の原点が家庭にあることが保護者の皆さんに理解していただけるよう、家庭教育の支援を充実させていきますと大変心強い御回答をいただきました。

また平成30年の総務文教委員会で質問をしてから5年が経過し、当時説明のあった府中町における家庭教育の在り方は、どの程度達成されたとお思いでしょうか。また、当時はなかった事柄や時代に即した変化を感じられているでしょうか。この質問については常に変化を続ける社会の中では、明確な回答は難しいと思いますが、教育長の率直なお考えをお聞かせいただければと、よろしくお願いします。

そして、よく見かけるんですが、歩道を保育所の親御さんが、子どもを後ろに乗せて、前に乗せて2人で歩道を走っちゃいけないんですが、走ったりしてるのもよく皆様見かけられると思うんですね。その点は非常に危ない、安定性もない、そういったことも本当に親が教えるべきところを親が違反をしてるというので、誠に残念に思っている質問です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育長。

○教育長（新田憲章君） 皆さん、おはようございます。教育長です。10番西議員、家庭教育のあり方と今後の取り組みについて答弁いたします。

家庭は、子どもが人格を形成し、人間関係を築き、社会で生きていく力を育む、最も重要な場であると考えております。基本的な生活習慣や、善悪の区別、先ほど議員が指摘されました交通安全等の社会ルールを遵守する態度など、乳幼児期から家庭において、保護者がしっかりと身につけさせていくことが大切であり、そのためにも、

家庭教育支援の重要性があると認識しております。平成18年の教育基本法改正において、家庭教育に関する条文が新設され、地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な政策を講じることを規定をしております。

府中町では、平成20年に町社会教育委員の会議において、府中町における家庭教育の在り方の提言を取りまとめ、広報誌やホームページなどで幅広く啓発活動を展開してきました。また、公民館における子育て支援、家庭教育講座の開催や、各小中学校PTA主催の講座開催の支援などのほか、広島県教育委員会が開発した「親の力」をまなびあう学習プログラムを取り入れ、子育てに取り組む保護者の学びを支援してきました。特に、「親の力」をまなびあう学習プログラムは、開発当初の平成20年度から取組を続け、このプログラムを進行するファシリテーター養成講座には、町内から165名の受講があり、ファシリテーターとして活躍されてきました。

また、この学習プログラムは通算464回開催され、参加した町内の保護者は8,989人になります。さらに、「親の力」をまなびあう学習プログラム、ファシリテーターを中心に、家庭教育支援チーム「くすのき」を平成25年4月に結成し、家庭と地域学校をつなぎ、地域全体で子育て・親育ちを応援する取組を進めてきました。その活動が広く認められ、令和2年2月には文部科学大臣表彰を受賞いたしました。過去3年間、新型コロナウイルス感染症の影響で、集合型学習の機会などの家庭教育支援は十分ではありませんでしたが、家庭教育支援チーム「くすのき」の活動などを通して、今後も家庭教育の支援を図ってまいりたいと思います。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

10番、西議員。

○10番（西 友幸君） 御答弁ありがとうございました。

教育長がおっしゃった、家庭は子どもが人格を形成し、人間関係を築き、社会で生きていく力を育む最も重要な場であるというお考えがまさにそのとおりで、子どもの教育はまず家庭からだと思います。先ほどの御答弁にありましたが、乳幼児期から家庭で保護者が基本的な生活習慣で、善悪の区別や社会のルールを遵守する態度など、きちんと教育を教えることが大切です。近年、核家族化や両親の共働きによる、子どもが家族からいろいろなことで教わる機会が少なくなっているのではないかと心配し

ています。子どもは親を見て育つとよく言われていますが、親と子のコミュニケーションが減りつつある今日、将来の子どもたちにどんな影響が出てくるのか、心配な部分もあります。

それでは2回目の質問です。答弁の中にありましたように、平成18年の教育基本法改正において、家庭教育に関する条文が新たに設けられました。その中で地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しながら、保護者に対して学習の機会、情報の提供、その他の家庭教育を支援するための必要な施策を講じること、府中町における家庭教育の在り方の提言を取りまとめ、公民館では子育て支援、家庭教育講座の開催、府中町の家庭教育支援チームの「くすのき」の活動をされているとのことですが、公民館とチーム「くすのき」の活動の内容について教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（箱田進一君） 社会教育課長です。10番、西議員の2回目の御質問、公民館及びチーム「くすのき」の活動内容について御答弁させていただきます。

府中公民館及び府中南公民館が行っている、子育て支援、家庭教育講座の主な内容でございますが、子どもの発達について正しい知識を得ていただくことを目的とした、講座の開設やオープンスペースを設け、子どもを持つ保護者同士が子どもを遊ばせながら、子育ての悩みを共有する等、自由に交流できる場を提供しています。令和3年度の実施状況としては、両公民館で15講座を企画、延べ75回開催し、1,683人の方が参加されております。参加された方からは、ほかのお母さんたちと同じ悩みを共有することができてとてもよかった。自由にいろんな話をするのでリフレッシュになった、との感想をいただいております。

次に、府中町家庭教育支援チーム「くすのき」の主な活動内容ですが、「親の力」をまなびあう学習プログラムを活用した出前講座や、ファシリテーターの養成、ステップアップ研修を実施するほか、不登校児童生徒の親の集まる場として「カフェくすのき」を設け、チーム「くすのき」のファシリテーターが中心に不登校の保護者を対象に、相談を受けております。「カフェくすのき」に参加された方からは、いろいろ相談できる場が持てて助かる。子どもの不登校を経験した家族の体験談を聞ける場があるとよいとの意見もいただいております。

令和3年度の実施状況としては、「親の力」をまなびあう学習プログラムなど、

5 1 回を開催し 8 4 6 人の方が参加されております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3 回目の質問でございますか。

1 0 番、西議員。

○1 0 番（西 友幸君） 御答弁ありがとうございました。

公民館の活動内容ですが、地域の方と一緒に自由に交流できる場の提供を設け、非常に活発に活動されており、1, 6 0 0 人を超える多くの方が参加いただいていることは大きいし、また参加者からも好評であると伺い安心いたしました。また通称、親プロを活用した出前講座や「カフェくすのき」の活動についても同様に、広島都市圏で一番子育てしやすい町を着実に進めておられると思います。

最後に、これからも家庭教育の大切さをしっかり伝えていただき、府中町の教育の向上をさらに進めていただくことを要望し、私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第 1 項、家庭教育のあり方と今後の取り組みについて、1 0 番、西議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第 2 項、スクールソーシャルワーカーの配置と現状について、3 番、西山議員の質問を行います。

3 番、西山議員。

○3 番（西山 優君） 3 番です。スクールソーシャルワーカーの配置と現状について質問したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

スクールソーシャルワーカーは、児童生徒が学校で困っていることを保護者や教員、地域と協力連携をして、環境面のサポートもしながら解決していく役割を担っています。文部科学省によると、スクールソーシャルワーカーは、問題解決を代行するものではなく、児童生徒の可能性を引き出し、自らの力によって解決できるような条件づくりに参加するというスタンスを取ることとあります。そこで府中町の配置と現状について伺います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。3 番、西山議員、スクールソーシャルワーカーの配置と現状について、に答弁します。

スクールソーシャルワーカーは、学校教育法施行規則で、児童生徒の福祉に関する支援に従事すると規定され、平成27年度から府中中学校区に、平成30年度からは府中緑ヶ丘中学校校区にスクールソーシャルワーカーを配置しております。今年度は、スクールソーシャルワーカー2名が、中学校区に1名ずつ配置され、年間550時間、週当たり3日程度勤務し、中学校を起点として、校区内の小学校にも巡回しています。

具体的な職務内容としては、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、児童虐待などの課題を抱えている児童生徒を早期に発見し、学校でケース会議を行った上で、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問や、福祉部局等の関係機関と連携を取りながら、児童生徒の置かれている環境への適切な支援を行い、諸課題の解決につなげております。また、町教委では毎月、スクールソーシャルワーカー連絡協議会を開催し、問題事案を情報共有するとともに、課題解決に向けて関係機関との連携につなげております。

スクールソーシャルワーカーの成果として、小学校のときには不登校であった児童に対し、粘り強く家庭訪問を行い、保護者とも信頼関係を築くことで、児童の興味や関心を引き出しながらできることを増やし、中学校入学後は登校できるようになったケースも見られています。このように、中学校区に同じスクールソーシャルワーカーを配置したことで、家庭環境において、支援が必要な児童生徒とその保護者に対して、小学生の段階から継続して関わることができ、平成30年度以降、不登校児童生徒の割合は、小中学校とも広島県平均を下回っております。今後も、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用することで、学校における教育相談体制を充実させ、児童生徒が抱える問題の早期発見、早期対応に努めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

3番、西山議員。

○3番（西山 優君） 3番西山です。御答弁ありがとうございました。

スクールソーシャルワーカーの効果的活用についてよく分かりました。今まさにこの時期は進級、卒業、そして入学と子どもたちにとって重要な時期となります。特に今年度は、広島県は公立高校入試が新しくなり、保護者や子どもたちも入学後悩むことがあると思います。そんなとき、今回質問したスクールソーシャルワーカーはもちろん、スクールカウンセラー、そして府中町には教育相談室があると聞いております。

~~~~~○~~~~~

(休憩 午前 1 1 時 3 4 分)

○議長（梶川三樹夫君） 少し早いのですが、休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

8 番、二見議員。

方針は、自治体におけるDX推進の意義について、次のように述べています。

デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を掲げ、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化を進める。総務省は2020年に自治体DX推進計画を、2021年に自治体DX推進手順書を策定し、本年1月手順書を改訂いたしました。推進計画は、改革の基本方針を引用して、自治体DX、すなわちデジタル化の推進によって、1、住民の利便性を向上させ、2、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげ、3、データの様式の統一化を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進するとこのように述べています。

自治体の情報システムの標準化・共通化は国が主導し、自治体は足並みをそろえて取り組むことが、求められています。独自の動きは許さない、強力的に標準化・共通化を進めるために、次のような推進体制を構築するとしています。

第1に、市長、首長、CIO、CIO補佐官を含めた全庁的なマネジメント体制の構築です。CIOは、チーフ・インフォメーション・オフィサーの略で、最高情報責任者のことです。経営に関する最大の権限と責任を持つCEO、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー、最高経営責任者と一文字違いで紛らわしいですが、CIOは情報部門に関する最高責任者という位置づけになります。第2に、全庁的なDX推進のために、外部人材の活用、職員育成を図る。第3に、計画的な取組で自治体DX推進手順書を2020年12月に策定をいたしました。第4は、都道府県による市区町村支援で、デジタル技術の共同導入、人材確保などを都道府県が支援し、市区町村に個別の施策を着実に推進させることです。推進計画は、重点取組事項として、6項目を上げております。

第1に、自治体の情報システムの標準化・共通化です。基幹系20業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する。当面はこの20についての情報システムが一本化されます。全国1,741市区町村全てが共通したものを使う。今まではそれぞれの自治体の実情に応じて、システムをつくってきたわけですが、今後はそういうことはしてはいけない、カスタマイズ禁止であります。

第2に、マイナンバーカードの普及促進です。2022年度末までに、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを目指すという方針でした。普及率は、今年2月末が63.5%でしたが、マイナポイントによる追い込みで、3月1日現在普

及率は75%となっています。

第3に、行政手続のオンライン化です。当面、児童手当や保育所の申込みなど、子育て15手続、要介護・要支援認定の申請など介護11手続、全部で31の手続を、マイナポータルからマイナンバーカードを用いて、オンラインでできるようにする。

第4に、AI・RPAの利用推進です。AIは人工知能、RPAは業務を自動化するシステムを意味します。当町でも令和4年度予算で紙のデータをデジタルデータへ変換するAIOCR、定型業務をパソコンやサーバー上にあるソフトウェア型のロボットが代行業務自動化するRPAが導入されました。

第5に、テレワークの推進です。国土交通省の令和3年度テレワーク人口実態調査結果によりますと、テレワーカーは27%になっていますが、勤務日のどの程度がテレワークなのか、週1日なのか3日なのか、完全テレワークなのか不明であります。日経BP総合研究所の調査では、緊急事態宣言が発出された直後は、週3日以上テレワークした人の割合が63.9%となっています。しかし宣言が解除されると、実施率は下がり、発出されるとまた上がるというジグザグの動きをし、2020年10月は37.6%まで下がっています。いわば緊急避難的措置として、テレワークが広がったわけです。そもそも、出勤せずにテレワークで済む仕事はそう多くありません。国交省の調査でも、テレワークを実施していない理由の第1番目は、仕事内容がテレワークになじまないで、57.4%です。一般企業ですらこういう状況です。市区町村の仕事でテレワークのできる仕事は、極めて限定的なのではないでしょうか。今年度、当町で在宅勤務をした人は僅か7人、計10回にすぎません。町の仕事のほとんどが人との対応を必要とし、かつチームワークだからです。1人自宅でできるような仕事はあまりないと思います。

第6は、セキュリティー対策の徹底であります。以上のような自治体DXは、2021年1月を起点とし既に始まっており、ゴールは2026年3月です。あと3年でやり遂げろというわけであります。2021年に策定し、今年1月に改定した自治体DX推進手順書手順とともに、自治体DXの取組を担うデジタル人材の確保育成の全体像を体系的に示すことを目的としております。このデジタル人材を外部、すなわち民間企業に求める手順書は、各部門の役割に見合ったデジタル人材が職員として適切に配置されることが望まれるものの、十分な能力、スキルや経験を持つ職員を配置することが困難な場合や、特に高度なデジタル分野の知識スキルが求められる場

合には、外部人材の活用を限定する検討することにも必要だとしています。検討することにも必要といいますが、推進計画及び手順書全体から伺えるのは、外部人材ありきであります。手順書は、自治体DXに必要とされる人材像を、1、プロデューサー（CIO補佐官）、2、プロジェクトマネジャー、3、サービスデザイナー、4、エンジニアの四つに分類しています。大きな問題点は、全庁的なデジタル変革を主導する役割を担うプロデューサーです。民間企業の人材を、CIO・最高情報責任者や、その補佐官という要職に就け、トップダウンでDXを推進する体制をつくる。

神奈川県はLINEの現役の執行役員を、デジタル戦略本部室CIO兼CDOに採用しました。身分は、会計年度任用職員です。山形県酒田市のCDO、最高デジタル変革責任者というそうですが、株式会社NTTデータの代表取締役社長が就任しています。補佐官もNTTデータの課長です。福山市は、富士通の現役社員をCDO、最高デジタル責任者にしました。業務請負契約です。CDO統括補佐官は、TISの社員を業務委託契約で採用しました。TISは日本旅行ではなく、資本金100億円、従業員約5,500人のIT企業です。CDO補佐官は2人で、LINEとGMOインターネットグループの社員になりました。

小さな自治体も例外ではありません。人口3,400人の福島県磐梯町のCDO、一般社団法人パブリテックの代表理事が就任しています。プロデューサーとしての外部人材は責任者として組織に組み込むのか、補佐官としてアドバイザー的に位置づけるのか、二つのやり方があるようです。酒田市は、市長の下にNTTデータの社長がCDOとして位置づけられ、NTTデータの課長が補佐官、その下にデジタル変革戦略室、その下に各部課があります。NTTデータが酒田市の事実上のナンバー2になっているわけであります。磐梯町でもCDOはアドバイザーではなく、各課の上、副町長の下に位置づけられています。佐藤淳一町長は、CDOを置く際に重要なのは実際に機能するかどうかです。行政組織の中で、アドバイザーという位置づけの外部の人が助言をしても、全然機能しません。みんな話を聞くかもしれませんが、結局それをやろうとすると、こんな問題やあんな問題が発生してうまくいきませんと言われ、何も進まない状況になってしまいます。このように一定外部人材の強力なイニシアチブが必要だと言います。

福山市も当初、各部局の上にCDO、CDO統括補佐官、CDO補佐官を位置づけ、各部局に業務上の指示ができるようになっていました。市とGMOインターネットとの協

定書も同社の社員であるＣＤＯ補佐官が、各プロジェクト行動の具体を指示すると記載されています。公務員ではなく、自治体とは直接の雇用関係もない業務委託契約や労働者派遣契約で、職員に業務上の指示をすることはできません。福山市は議会などから違法ではないかと指摘され、指示をするという文言を助言支援に変更いたしました。推進体制を表す図も、ＣＤＯを総務局担当副市長の横に移し、必要に応じて意見を聴取すると表現を変えています。文言は変わっても、デジタル改革の司令塔という位置づけはそのままです。助言支援という名目で、事実上の指示がなされなされる危険性があります。

２０２１年９月デジタル庁がスタートし、同年１２月政府はデジタル臨時行政調査会を開き、官民で共通の指針となるデジタル原則を策定しました。そのうちの 하나가、アジャイル・ガバナンス原則です。アジャイルは敏捷・機敏、ガバナンスは統治・支配・管理などと訳されています。機敏な統治とは一体どういう意味でしょうか。経産省の報告書は、アジャイルとは、ソフトウェア会社開発の手法に由来する言葉で、事前にシステムの要件や仕様を固定するのではなく、要件や仕様に変更が生じることを前提に、機敏かつ柔軟に開発を行い、常に検証を重ねていく手法のことをいう。この手法をガバナンスに応用したものがアジャイル・ガバナンスであると説明をしています。経産省のアジャイル・ガバナンスの概要と現状という報告書は、アジャイル・ガバナンスモデルには、１、マルチステークホルダー、２、アジャイル、３、マルチレイヤーという三つの要素があるといっています。

第１に、主体はマルチステークホルダーだといっています。ステークホルダーとは、企業が経営する上で、直接的または間接的に影響を受ける利害関係者のことです。概要と現状は、マルチステークホルダーは１、企業、２、政府、３、コミュニティー・個人の三つで、中心的な役割を担うのは、サービスや商品の提供を通じて、価値創出に貢献している企業なのだといっています。そして、政府はルール形成やモニタリング、執行等を一手に担うモデルから脱却し、企業をはじめとするステークホルダーが適切なルール形成を行うよう、関係者を集めて議論を促進したり、企業が適切なモニタリングや情報提供を行うようなインセンティブづけを行ったりするファシリテーターの役割を求められるようになると、このように述べています。政府の意思決定に、民間企業を深く関与させよ、政府はファシリテーター・調整役として後ろに引っ込めと言っているわけです。現在の自治体は、住民が選挙によって選んだ首長と議員ともに住民

の代表者として、自治体の意思を公式に確定する権限を持っています。働く職員の皆さんは日本国憲法を尊重しかつ擁護すること。地方自治の本旨を体すること。全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することという誓約書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない、このようにされています。このように、住民自治と団体自治の上に、自治体行政は成り立っています。そこへ、民間企業もステークホルダーだから、意思決定に参加させようと割り込んできた。地方自治への露骨な介入がもくろまれています。

第2に、手法はアジャイルだといいます。なぜアジャイルという手法を取るのかというと、不確実性の増加する社会においては、事前に正しいルールや責任の所在を定めておくことが困難であるからだといいます。しかし、ここには論理の飛躍とすり替えがあります。不確実性の増加する社会だからこそ、事前に正しいルールや責任の所在を定めておくことが必要なのです。ステークホルダーとして行政に割り込むだけでなく、ルールづくりにも参画し、しかも何か問題が起きても、法規制から逃れるようにしたい。迅速な統治、アジャイル・ガバナンスには、法は邪魔だということでもあります。概要と現状は、規制の設計への関与という項目で、いかなる規制も制定時点では社会状況の前提としているものである、そのような規制によってイノベーションが妨げられないようイノベーションを起こそうとするものと、規制当局との間で規制の在り方について対話の機会を設けることが非常に重要であると述べています。

規制より、イノベーション、技術革新を優先せよということです。規制緩和によって、大企業は相当な利益を上げています。それだけでは足りず、企業を規制を設計する側にせよ、というまで言い出したわけです。その在り方は、誠に企業にとって都合のいいものです。厳格責任制度を単純に導入すると、予見不可能な事故について、企業が過剰な回避行動を取ってしまい、イノベーションが阻害されてしまう。だから免責制度とともに、いわゆる訴追延期合意制度と類似した仕組みの制裁制度を合わせて導入し、イノベーションとリスクをリバランスし続ける、インセンティブを与えるような制度設計にすることも考えられる。ある企業が損害を与えたり、事故を起こせば当然訴えられます。そうならないために、損害や事故の責任を負わない免責制度と、訴追延期合意制度と類似したものをつくれと言っています。訴追延期合意制度は、アメリカの制度ですが、企業が違法行為認めて捜査への協力、制裁金の支払い、コンプライアンス体制の強化、外部の独立した第三者によるモニタリングを受け入れれば、

刑事裁判手続が一定期間延期され、その期間中に合意内容が完全に遵守されれば、刑事裁判を取り下げると、これと同じような制度を日本にもつくれと言っているわけです。法的規制を企業の自主規制に取り替えてしまう。今の法制度を根幹から変えることになるでしょう。

それだけではありません。政策決定の関与という項目もあります。デジタル技術の進展に伴い、個人やコミュニティによる政治的意思決定への参加方法も多様化できるようになっている。伝統的な一人一票という手法や力のある者によるロビイングといった方法を超えて、より実質的にステークホルダーの声を公共政策に反映させることが重要である。一人一票という手法というのは選挙のことです。主権者である国民、住民の声よりも、ステークホルダーという名の民間企業の意向を公共政策に反映させることが重要だと主張しているわけです。

第3に、構造はマルチレイヤーだといいます。個々の主体が行うガバナンスを都度調査しなくても、信頼できるような仕組みが必要である。そのために様々な機能の重要な結節点や信頼の基盤、トランスアンカーを設置することが望ましいと、概要と現状は述べています。現在は行政が民間企業に何らかの仕事を委託する場合、様々な審査、調査があります。それを省略できるようしよう、一旦審査に通ればその後は顔パスにしようというわけであります。民間企業がステークホルダーという看板をつけて、行政に入り込む。一旦入ったら顔パスで施策に手を突っ込み、ルールも政策も決める。現在でも、大企業は審議会など諮問機関を通じて政府の政策形成、法律立案に深く関わり、自分たちの要求を国や自治体の政策に反映させています。しかし、それでは足りないので、直接乗り込んでルールの遵守者から設計者へ新たな段階に踏み込もうというわけです。

こういうアジャイル・ガバナンスの流れと、自治体DXを重ね合わせますと、CIO・最高情報責任者、CDO・最高デジタル責任者及びその補佐官を民間企業から任用し、全庁的なデジタル変革を主導する役割を与えることは大変危険で、地方自治を変質させるおそれがあります。

そこで伺います。民間企業の外部人材を、強力な権限を持つCIO、CDO統括補佐官として任用することや、民間企業をステークホルダーとして、町のルール形成に関与させることは、自治を弱めることになるのではないのでしょうか。

次に、自治体情報システムの標準化・共通化について質問をいたします。これまで

自治体の情報システムは、それぞれの自治体の特性、職員の使い勝手のよさなどを踏まえ、ソフトやハードの設定を変更して使ってきました。このカスタマイズをやめ、全国で同じ物を使うことにしようというのが自治体情報システムの標準化・共通化です。総務省の資料によりますと、標準化・共通化の理由を三つ上げています。

情報システムをカスタマイズすることは、１、維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい。２、情報システムの際の調整が負担となりクラウド利用が円滑に進まない。３、住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい。だから、標準化・共通化することによって、１、人的財政的な負担を軽減し、２、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や、地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにして、３、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築するのだと、このように言います。三つ目のデジタル化の基盤の構築はできるでしょうけれども、あとの二つはそのとおりになるのか、実効性が疑わしい。現在はシステムの稼働やインフラの構築に必要となるサーバーやネットワーク機器、あるいはソフトウェアなどをそれぞれの自治体で保有し運用していますが、これをクラウド上に移行する。行政に関わる業務システムをまとめて一つのクラウド上の基盤に構築するので、ガバメントクラウドと呼ばれています。自治体も政府のつくったガバメントクラウドを利用しなさいと言っています。デジタル庁は、ガバメントクラウドに移行することで、運用のコストが３割削減できると言っていますが、そのことも疑問視をされています。

一般的にはクラウドは初期費用は抑えられるものの、運用コストは割高だと言われています。初期費用もただではありません。クラウドに障害が起きたときにも、住民サービスに支障が出ないよう、バックアップのシステムも必要です。標準化・共通化によって、職員の負担が軽減され、その分住民のサービス向上、地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるというのも疑わしい。これまでのＩＴ化も、職員の負担軽減につながりませんでした。標準化されるのは、児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の２０業務で広範囲にわたります。

標準化・共通化の問題点は、標準化・共通化そのものであります。これまで独自の

施策に合わせて、個々の自治体がカスタマイズしてきたシステムを使ってきました。当町の予算書を見ても、実に様々なシステムが運用されています。これを全国で共通の画一的なシステムに合わせると、どうしてもはみ出るものがある。しかしそれを町の施策に合わせてカスタマイズしてはならないというのが、総務省の立場であります。ではどうするのか。ガバメントクラウド上のシステムとは別に、町独自のシステムをもう一つつくる。そうすればお金も労力も負担になります。それを避けようとするれば、システムに合わせて独自の住民サービス、それをするを諦めざるを得ません。まさかそんなことはというふうに思われると思いますが、実際にありました。

富山県上市町では、2018年、議会で3人目の子どもの国保税免除、65歳以上の重度障害者の医療費窓口負担免除という提案があったところ、町長は自治体クラウドを採用しており、町独自のシステムのカスタマイズはできないと、拒否をしました。上市町を含む富山県内の6市町村は、富山県情報システム共同利用推進協議会を設置し、共同利用型クラウドを運用しています。資料によると、事務実施の目的の第一は、経費の削減だといいます。業務パッケージシステムを原則ノンカスタマイズで共同利用することにより、情報システムの関連経費やマイナンバー対応経費を削減する。ノンカスタマイズですから、共通の画一的な物にするということでもあります。それで経費を削減する。

第2は、業務の標準化・効率化を上げています。情報システムの共同化作業の中で、市町村独自のルールを見直し、業務の標準化及び効率化を図る。情報システムの標準化・共通化のために、業務の標準化・効率化をするということです。これでは本末転倒であります。こういう事態にならないのか、大変憂慮しております。

そこで伺います。町の業務システムと標準仕様にはそれぞれ違いがあると思いますが、移行について現状はどのようなになっているのでしょうか。

最後に、行政手続のオンライン化について質問いたします。総務省は、自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書を策定し、原則全自治体でマイナポータルからマイナンバーカードを用いて、住民に身近とされる31手続をオンラインでできるようにするとしています。行政手続の原則オンライン化といい、川崎市では、今年4月から子育て、介護、福祉、地域での活動、被災者支援、防災、消防、教育など、全ての行政分野における手続で、法令等により対面による審査、指導、相談や証拠資料の原本提出が必要となるものを除いた2,650手続を原則オンライン化します。手続が

オンラインでできること自体はいいことだと思いますが、心配なのは、オンライン化に伴い、窓口の無人化や廃止、縮小が進められるのではないかとということです。スマート自治体研究会報告書は、スマート自治体の実現に向けた三原則の1番目に、行政手続を紙から電子へを掲げ、住民にとって窓口に来ることは負担、行政サービスの在り方を前提とせず、窓口に来なくても所期の目的を実現できないか常に考えるとしています。

内閣官房オープンデータ伝道師、総務省地域情報化アドバイザーほか、政府の様々な諮問機関で、専門員などを務める三菱総合研究所の村上文洋氏は、民間では既に窓口の廃止が進んでいる自治体においても、窓口を便利にするのではなく、窓口をいかになくすか、来なくてもいいようにする。そういうことを考えなさいというふうに言っています。村上氏は、スマートフォンに慣れていない高齢者のために、相談や手続ができる場所を残しておく必要があると述べています。要するに、入力をサポートする場所があるだけです。

現在は、各部各課の職員が、町民の皆さんに対応し手続を進めています。当然ながら、担当している部署の仕事を理解している。しかし、行政手続の原則オンライン化が進んだ近未来の窓口では、パソコンやタブレット端末の入力についてだけ相談に応じる人がいるだけになる。これを読んで、目指すはN T Tなのだというふうに気づきました。N T Tは全てのお客様窓口を廃止し、手続は電話かネットです。これに極力近づけたいということなのでしょう。町民の方々が、単なる申請で役場を訪れる場合もあるでしょう。しかし、申請に当たって相談したい、相談の上申請したいということもある。困っているがどういう手続をしたらよいか分からないという人もいます。現在は、行政手続はオンラインでできるようにするというのが、行政手続の原則オンライン化の意味のようです。今後、行政手続はオンラインとするのが原則という意味に変わるのではないか。窓口が縮小され、対面での申請、それと一体になった相談がしにくくなるのではないかととても心配です。

そこで伺います。申請と相談は、一体のことが多く、オンライン申請の促進が窓口業務の廃止、縮小とならないようにすべきだと思いますが、町としてはどのように考えているのでしょうか。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。8番、二見議員の一般質問、府中町のデジタル化について、に答弁をいたします。

議員おっしゃいますとおり、総務省が令和2年12月に策定した自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画（以下DX推進計画といたします）において、自治体に取り組むべき重点取組事項として、6項目が示されています。一つ目が、自治体の情報システムの標準化・共通化。二つ目が、マイナンバーカードの普及促進。三つ目が、行政手続のオンライン化。四つ目が、AI・RPAの利用促進。五つ目が、テレワークの推進。六つ目が、セキュリティ対策の徹底となっています。

現在、町が進めています第4次総合計画改定版は、DX推進計画を踏まえた計画となっています。単位施策、多様な行政サービスの提供では、場所や時間を選ばないICTの特性を活用した各種情報や住民サービスを提供し、利便性の向上を図りますと掲げており、単位施策、職員の総合的な能力開発と新たな働き方の推進では、ポストコロナ時代における職員の新たな働き方を研究検討し、実施可能な項目から導入しますと掲げています。具体的な事業としては、第4次総合計画後期実施計画に計上しており、町税等の口座振替や公共施設予約のシステム化、またAIOCRやRPA、テレワークの導入など、着実に進めているところです。

一つ目の御質問、強力な権限を持つCIO・CDO統括補佐官を、民間企業の外部人材を任用することや、民間企業をステークホルダーとして町のルール形成に関与させることは、自治を弱めることになるのではないかについてです。

DX推進計画では、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐する、CIO補佐官等の役割が明記されています。ICTの知見を持った上で、自治体現場の実務に即した技術の導入の判断や助言を行う職とされており、外部専門人材の活用を積極的に検討することとされています。ただし、そのような外部のデジタル人材は極端に対象者が少ない上、大規模な自治体はまだしも、小規模な自治体が単独で確保することは一般的に困難であり、ほとんどの自治体で設置していないとともに、町においても現段階において任用は想定していません。しかし、CIO補佐官等のレベルではなくとも、自治体にとってデジタル人材の確保は課題となっています。広島県では現在高度な知識、技能等を有するデジタル人材を県と市町共同で、採用配属する制度を検討しています。町では、ITスキルやデジタル力の向上を目的とした職員の研修参加の促

進や、ＩＴパスポート資格の取得に伴う職員への費用助成などを行っています。可能な範囲でデジタル体制づくりを推進したいと考えています。

二つ目の御質問、町の業務システムと標準仕様にはそれぞれ違いがあるが、移行について現状はどのようなになっているのかについてです。

D X推進計画の重点取組事項にある自治体の情報システムの標準化・共通化は、住民基本台帳や税などの２０業務について、令和７年度末までに標準準拠システムへ移行することが求められているものです。町では、県内各市町やベンダー企業などから情報収集を行うとともに、今年度、標準化・共通化に係る基本方針の策定並びに、対象２０業務の所管課で構成する推進体制の立ち上げを行いました。対象業務ごとに現行システムと国が示す標準仕様書との差異について比較をするフィット＆ギャップ分析は、来年度実施することとしています。

三つ目の御質問、申請と相談は一体のことが多く、オンライン申請の促進が窓口業務の廃止縮小とならないようにすべきだと思うが町としての考えは、についてです。

マイナンバーカードを利用したオンライン申請に関し、子育て介護関係の２６手続を行うことのできる「ぴったりサービス」について、システム改修を既に終えるとともに、転出先の自治体だけで転出手続が完了する引っ越しワンストップサービスについて、先月から運用を開始しています。オンライン申請の普及による人件費の削減は、一般的にデジタル化の一つの目的であるとは考えますが、現段階で窓口業務の廃止縮小について具体的な計画はありません。必要な申請相談体制は維持し、住民サービスの低下につながらないよう対応していきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君）　２回目の質問ございますか。

８番、二見議員。

○８番（二見伸吾君）　８番、二見です。全庁的なマネジメントをするデジタル人材の任用は現段階では考えていないという答弁で少しほっといたしました。ただ、小規模な自治体が単独で確保することは困難であり、ほとんどの自治体で設置していないということでしたが、先ほど紹介しました磐梯町以外にも、小規模な自治体でデジタル人材を受け入れているところがあります。今年度、地方創生人材支援制度を使って、ＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本、ＮＴＴドコモ、日本情報通信、ＬＩＮＥ、日立システムズ、ソフトバンク、富士通、ＮＥＣなどからのデジタル専門人材５６人が全国

46自治体へ派遣されています。そのうち、町は10で村が一つあります。町村だからないとは言えないんです。また、県と市町共同で採用、配属する制度を検討しているとのことですから、民間のデジタル人材が複数の自治体を掛け持ちして担当して、その人が担当する自治体全体の司令塔になる可能性もあります。県がどのような提案をしてくるのか分かりませんが、CIOやCIO補佐官などの要職に外部人材を充てないようにしていただきたい。職員の研修についての答弁もありました。ぜひ内部人材を養成して、自治体DX、デジタル体制づくりに取り組んでほしいと思います。

オンライン申請が進んでいくと、窓口が廃止、縮小されるのではないかという質問に対しては、現段階で廃止、縮小は考えていない、住民サービスの低下にならないようにするという答弁でした。町長の所信表明にも笑顔の役場という言葉がありましたが、笑顔で対応する職員が減ったり、いなくなったりすることのないようにしていただきたいと思います。

アジャイル・ガバナンスは、私も今回初めて知りました。そんなばかげた話はないと思われたのではないのでしょうか。経済産業省に設置されたSociety 5.0における新たなガバナンスモデル検討会の報告書の内容を紹介したまでで、私の創作ではありません。民間企業から派遣される人材が行政に関与し、自らの企業に利益をもたらす、法律や条例を都合よく変える、何か問題を起こしても責任も取らない、こういうアジャイル・ガバナンスのあらましを知人に話したところ、出来の悪いSF小説のようですねと言われました。おぞましい暗黒世界ディストピアですが、壮大さもなく、自分たちにとってあまりに都合よく、虫のいい話だからでしょう。SF小説なら駄作ということで済むのですが、遠い未来でも、近未来でもなく、アジャイル・ガバナンスは部分的にはではありますけれども、既に始まっています。

第1に、デジタル庁です。2021年9月に発足しましたがけれども、600人の職人職員のうち250人が民間からの登用です。2022年12月現在では、職員800人のうち、民間からの登用は300人となっています。組織図を見ますと、デジタル大臣のすぐ下にデジタル監とあり、浅沼尚氏が就任しています。浅沼氏は、ジャパンデジタルデザインのチーフエクスペリエンスオフィサーでしたが、この会社は三菱UFJファイナンシャルグループの内部組織が独立してできたものです。デジタル庁ができて、担当大臣は現在の河野太郎氏で3人目ですが、浅沼氏は発足時からずっとデジタル監を務めています。デジタル監の位置づけはナンバーツーですが、事実

上の責任者トップなのです。デジタル改革の司令塔は民間人材で率先し範を垂れているわけです。民間人材の98%が非常勤です。非常勤職員には、国家公務員の兼業規制が適用されず、その多くが出身企業の業務にも従事しています。中には、兼業している企業にしながら、デジタル庁の仕事をしている人もいます。

東京新聞は企業との癒着について次のように伝えています。政府のデジタル事業の発注を一手に担う同庁では、事業を受注する企業との癒着防止が発足前から課題となっている。そのため、民間出身の職員が関与する事業に対し、兼業する企業からの入札を禁じる規制を設けた。だが、職員が兼業先と情報交換を行っていないなどとする申請を同庁が認めた場合、一転して入札が可能になる例外規定も入った。癒着防止の規制に関して、同庁が9月末に開いたコンプライアンス委員会では、企業が本当に落札したい案件であれば、誰が誰とどんな接触をしたか隠蔽するだろうとする懸念が有識者から上がった。また、企業側への事後的なペナルティーが必要だと規制強化を注文する声がある。

第2に、東京オリンピック・パラリンピックであります。大会組織委員会の元次長や、大手広告代理店電通の幹部らが次々逮捕されました。汚職談合の事件に深く関わったのが、組織委員会の専任代理店を務めた電通であります。大会組織委員会に派遣された電通職員が電通に仕事を発注する。TBSの報道特集を見て驚きました。番組では、次のようなことが報じられています。組織委員会に出向していた電通職員が社内向けに作成した資料には、電通の利益を最大化するよう、組織委員会に社員を派遣すべきという内容が記載されていたという。組織委員会元職員、素人組織ができることはもう電通に頼るしかできない。つけ込まれる隙をずっと持っていた。電通出身の組織委員会元職員、正直言うと広告業界が麻痺しているのは間違いない。組織委員会側にノウハウが全くない、言いなりにならざるを得ない。私には、東京五輪における電通社員とデジタル人材が重なって見えます。

第3に、広島県教育委員会です。平川理恵教育長は、リクルート出身の民間人材。2010年に全国で女性初の公立中学校民間人校長として、横浜市立中学校に着任。湯崎知事がスカウトして、2018年から教育長を務めています。彼女の場合には、出身であるリクルートへの利益協力があつたわけではありません。自分と親しい関係にあるNPO法人、業者、個人に対して発注したことが発覚しました。タクシー代に年間100万円も使ってることも明らかになりました。また、広島県教育委員会がN

PO法人との委託契約の違法性を調べた弁護士の調査費用約3,000万円を支払ったことも問題になっています。地方自治法違反や官製談合防止法違反という指摘がありました。結局おとがめなしであります。アジャイル・ガバナンスの免責制度が先取りされているかのようであります。行政のデジタル化は当然やっていかなければなりません。しかし、デジタル化を口実にして、先ほど質問したような問題が起きてくる可能性があります。今後どのようなようになるのか、まだよく分からない点がありますけれども、デジタル化が住民の福祉の後退ではなく、増進につながるようにしてほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第3項、府中町政のデジタル化について、8番、二見議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第4項、第2次府中町教育振興基本計画の進捗状況、2番宮本議員の質問を行います。

2番、宮本議員

○2番（宮本 彰君） 2番、宮本でございます。第2次府中町教育振興基本計画の進捗状況について御質問をいたします。

日本は、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた国際共通語である英語力の向上に向けて、英語教育の革新を進めてまいりました。その中で特にコミュニケーション能力の育成について改善を加速するため、小学校での英語教育が教科化されました。府中町も安心安全で質の高い教育環境の整備を推進するために、第1次計画である府中町教育振興基本計画の基本理念、「あいさつ・感謝・志」をキーワードとした社会総ぐるみの人材育成を継承した、第2次府中町教育振興基本計画、令和2年度から令和7年度を策定いたしました。

その第2次府中町教育振興基本計画の途中経過の確認として、次の質問をいたします。

1、グローバル教育が推進される中、令和2年度の新学習指導要綱で小学校での英語教育が教科化となった現状と課題。

2、家庭教育は全ての出発点として、家庭での子育て支援プログラムである親プロを府中町始めて10年になるが、令和2年度からの講座回数及び受講者数と来年度からの展開方法を教えていただきたい。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。2番、宮本議員、第2次府中町教育振興基本計画の進捗状況について答弁します。

一つ目の質問、小学校での英語教育が教科化となったが現状と課題は、についてですが、小学校では令和2年度より、新学習指導要領が全面実施となり、外国語が教科化されました。このことにより、第5学年、6学年において、週2時間、年間70時間の外国語科・英語を教科として実施しております。第5学年、6学年の授業では、担任を中心に外国人の指導助手は、発音や児童との会話のやり取りなどを行うことで、話すこと、聞くこと、書くこと、読むことの知識、技能面の向上を図ってまいりました。

こうした中、広島県では、指導内容や指導方法の改善・充実を図ることなどを目的に、令和3年度から小学校第5学年、中学校第2学年を対象に、児童生徒学習意識等調査を実施しております。今年度、小学校における本調査で、英語の授業はよく分かれると、肯定的に回答した児童は75.6%でしたが、この数値は広島県平均を1.6ポイント下回っております。こうした結果となったのは、外国語が教科化となり、話す、聞く中心の活動だけではなく、英文を書いたり、読んだりするなどの学習が多様化したことが一つの要因であると考えております。また、その解決のためには、教員の指導力や授業改善が課題であると考え、取り組んでおります。

教員の指導力の向上のために、小学校英語専科教員を1名配置しております。当該教員は、広島県教育委員会主催の研修に参加し、小学校外国語の指導方法、新教材の活用方法などの研修を受けております。受講後は自らが講師となり、町内で研究授業や実践報告を実施し、町内各小学校の教員の指導力向上に努めております。

次に、もう一つの課題である授業改善については、日々の学習活動の中で、外国人指導助手と担任との役割を明確化して、個に応じた指導ができるようにすることや、ICTを活用して、児童自らが表現している姿を録画して、比較分析したりすることで、自らの課題を解決できるようにするなどの授業改善に努めております。一方、中学校における調査で、英語の授業はよく分かれると肯定的に回答した生徒は、今年度は73.8%であり、広島県平均を6.2ポイント上回っております。この結果は、広

広島県教育委員会のＩＣＴを活用した言語活動プロジェクト事業の指定を受け、昨年度は府中緑ヶ丘中学校において、今年度は府中中学校において取り組んだ成果として表れていると考えております。

生徒自身がＩＣＴを活用して、自分の表現を録音したり、以前の自分の発音と比較したりするなど、多様な学び方を身につけさせることで、英語に苦手意識を持つ生徒への支援につながっていると考えております。今後も中学校の外国語教員による小学校教員への情報共有、研究授業を進め、小学校教員の外国語の授業の指導力向上及び事業改善に取り組み、グローバル社会に挑戦する児童生徒の育成を目指していきたいと考えております。

二つ目の質問、親プロの令和２年度からの講座回数、受講者数及び来年度の実施予定でございますが、親プロの講座は、家庭教育の充実に向けて、親子関係や家族関係などをより豊かなものにしていくきっかけづくりのために、広島県教育委員会及び府中町教育委員会が開発した「親の力」をまなびあう学習プログラムを活用して実施しています。講座の内容としては、自他の子育てを振り返りの中で、親が自ら気づき、自ら学べる力を高めることを全体の狙いとして、子育て準備期、子育て前期・後期、子育て支援機の段階に応じた内容でのプログラムで講座を実施しております。

親プロの講座の実施状況としては、令和２年度は、講座を１０回開催し参加者が１４２人。令和３年度は、講座を６回開催し参加者が４２人。令和４年度は、講座を２８回開催し参加者が３８２人となっています。令和５年度は令和４年度と同等回数２８回の講座を開催するよう計画しております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君）　２回目の質問ございますか。

２番、宮本議員

○２番（宮本　彰君）　２番宮本です。答弁ありがとうございました。

広島県教育委員会のＩＣＴを活用した言語活動プロジェクト事業は、生徒は音声に慣れ親しみがながら、コミュニケーション能力の素地を養う上ではすばらしい事業だと思っております。身近な話題や簡単な情報交換を英語で話し聞くことによって、表現力や理解力がつくと思います。行く行くは英語のみの授業ができるほど上達することを期待しております。生徒の英語力の目標として、中学校卒業段階での英検３級の取得がありますけども、当町での現状と助成制度はどのようになっているか教えてく

ださい。

親プロは、家庭教育支援チーム「くすのき」が主体で、当町のホームページを見ると、平成20年度から活動され、平成29年度には講座を82回開催し、受講者数は1,728人という大盛況ぶりでしたが、先ほどの答弁にもありましたように、コロナの影響でここ3年間は縮小されていきました。令和5年度から徐々に講座数を増やして、平成29年度以上に受講者数を増やし、新人ママやイクメンパパのパイオニアとして活動していただきたいと思います。

先ほど午前中、教育長の答弁の中にありましたけども、素晴らしい活動、優秀だということで内閣総理大臣賞を受賞されたと聞かされました。そんな素晴らしい事業の割には、予算がついていないというのはいかがなのか。チーム「くすのき」のメンバーは、育児に関わる家庭のために役に立つ活動をし、府中町の「ひとがきらめき、まちが輝くオアシス都市あきふちゅう」を実践しています。平成20年度の開始から、イオンのイエローレシートの少ない収入でやりくりをして続け、受講者数がピークになった平成29年度からは3年間、マツダ財団より助成金を合計84万円受け、幅広く活動されてきましたけども、その助成金も令和元年で終了し、令和2年度以降はコロナの影響であまり活動できなかったことが幸いして、少ない資金でもやれてきましたが、令和5年度からは活動を広げていくと思われます。

教育委員会として、資金面も含め今後の支援策はあるか質問いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。中学卒業時に英検3級以上の取得率の目標がありますが、現状と助成制度はどのようになっていますかについて、答弁します。

当町では、中学校卒業時に英検3級以上取得した生徒の割合を50%以上とするを指標とし、町内に在籍する中学校生徒に年1回の検定料を助成しています。本町の中学校卒業段階での英検3級以上取得率は、平成29年度が27.7%、平成30年度が41.1%、令和元年度では43.2%と着実に上昇しておりましたが、令和2年度は34.7%、令和3年度は36.2%となっています。受検率は、令和元年度は70.8%から、コロナ禍の影響で2回の実施となった令和2年度は60.5%と下がりましたが、3回実施に戻った令和3年度は65.2%、令和4年度は69.1%

と上昇してきています。全体的な受験率の向上の取組を進めていくため、各小学校においては、6年生児童に対して、中学校で英語検定の助成があることを伝えるとともに、中学校1年生から計画的に英語検定の受検、取得を目指せるよう事前に情報提供を行っています。

また、段階的に取得を進めていけるよう、授業改善も必要であると考えており、先ほど教育部長が答弁したとおり、広島県教育委員会のICTを活用した言語活動プロジェクト事業の指定を受けた成果を広めるため、今年度府中緑ヶ丘中学校からICTを活用した個別最適な学び、協働的な学びに向けた授業改善について、実践発表及び協議を行いました。そのほか、今年度から安芸府中高校の国際科の生徒が面接官役となり、3級以上の取得を目指す中学生に対して、傾向に沿った質問や考え方のアドバイス、肯定的な評価を行うなど、中高連携の取組も進めております。

今後も、日常的な英語科の授業改善及び教員の指導力向上に向けて、町内の研究の充実を図っていききたいと思います。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（箱田進一君） 社会教育課長です。2番、宮本議員の2回目の御質問、家庭教育支援チーム「くすのき」への今後の支援について答弁させていただきます。

家庭教育支援チーム「くすのき」は、議員の御質問のとおり、公益財団法人マツダ財団が実施している市民活動支援や、イオンが実施している、イオン幸せの黄色いレシートキャンペーンによる助成を受けられております。マツダ財団が実施している市民活動支援は、次代を担う青少年が心豊かに成長することを願い、そのため、青少年がいろいろなことに興味を持ち、多くの感動を得ることのできる生活体験機会の提供や、地域社会のコミュニティーづくりに参加する機会の提供等に尽力されている非営利の市民団体によるもろもろの活動を支援しており、平成29年度に40万円、平成30年度に24万円、令和元年度に20万円、合計84万円の助成を受けられました。

また、イオンが実施している幸せの黄色いレシートキャンペーンは、イオンが地域への社会貢献活動をイオンデーに、地域で活躍されているボランティア団体などに対して、地域の方とともに応援し、イオンがその活動に役立つ助成を行う事業で、毎年団体登録され、令和4年度はイオンギフトカードにより3万4,100円の助成を受けられています。その他、令和2年度には、公益財団法人広島県教育振興会が実施す

る児童生徒の奨学、または児童生徒活動の奨励のため、学校、家庭、地域が一体となって、子どもの健全育成に寄与している団体に対する助成を10万円受けられています。府中町家庭教育支援チーム「くすのき」の支援としては、親プロの活動や啓発活動など、活動が継続できるよう必要とされる活動費については、これまでどおり既存の予算の範囲内での支援を行います。また、家庭教育支援チームの活動が対象となる助成制度があれば活用していきたいと考えております。

今後も活動の紹介、情報提供や発信等により支援し、家庭教育支援の充実に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

2番、宮本議員

○2番（宮本 彰君） 2番、宮本です。答弁ありがとうございました。

私の中学生の頃は英検3級を受ける生徒も少なく、逆に日本に来る外人が日本語を覚えて来いなんて言う同級生もいたぐらいの教育環境だったように思います。お隣の韓国は英語を話せる人が日本より多く、TOEICのスコアを求める企業も多いそうです。日本もこれから外資系の企業との合同経営が増えていく環境になっていくと思いますが、挨拶から授業終了まで外人の教師の英語だけの授業が理解できるまでの英語会話ができ、今の子どもたちが将来恥をかかないような、営業力が身につくよう引き続き事業改善をしていただくよう要望いたします。

次に、府中町はホームページで、府中町社会教育委員の提言として、家庭教育は全ての教育の出発点としています。その出発点である家庭教育の子育てや子どもに関する悩みや心配事の相談支援をするチームが「くすのき」だと、パブリシティしているわけでございます。確かに講座等の会場や必要な文房具など、支援しているといえそうですが、町の第一線で、ましてやボランティアで活動してもらっているのに、そんなことは当たり前の話で、それでも府中町の子育て家庭のためにと活動していく上で資金が足りないからと、イオンの黄色いレシートキャンペーンで数万円のわずかな助成を受けながら活動されているのです。コロナの影響も緩和されつつ、令和5年度から徐々に講座回数を増やし、28回は実施したと先ほど答弁がありましたけども、平成29年度の82回以上の講座を実施していくには、資金が必要です。今後、府中町としてあまり必要のない事業とのお考えであれば、このままでよいと思いますが、



このうち、救急車が現場に到着し、受入先の医療機関が決まって、搬送を開始するまで30分以上かかるなどの救急搬送困難事案が、前年のほぼ2倍、3,533件に上り、今年に入ってから1月9日から19日の1週間で、133件発生しております。2022年夏の新型コロナ流行第7波のピーク時の件数を上回り、救急現場に負荷がかかっているようです。このように命を救うために、病気やけがをした人を一刻も早く医療機関へ搬送する救急車ですが、それができないケースが全国的に増えていきます。

そこで、府中町の救急出動の現状について質問いたします。府中町の救急出動件数の現状と今後の予測について。また、救急搬送困難事案の発生状況について教えてください。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

消防長。

○消防長（新宅和彦君） 消防長です。13番、三宅議員の救急出動について、に答弁します。

近年は、高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症の流行を背景として、救急出動に対する要望は多様化するとともに、救急件数も、先ほど三宅議員が述べられたように年々増加しております。当町での救急件数も、平成12年は1,460件でしたが、令和4年には2,672件となり、増加傾向となっております。さて、このように、救急件数が増加傾向の中、住民の皆様の生命、身体を守るため、救急体制を充実強化していくことの重要性を認識しています。

一つ目の質問、府中町の救急出動件数の現状と今後の予測について答弁します。府中町の救急出動件数については、直近5年間を見ますと、約2,000件から2,200件前後を推移していましたが、昨年は2,672件と過去最多を更新し、令和3年と比較すると約500件の増加となっております。令和4年中の救急件数のうち、転院搬送を除いた事故種別で見ますと、急病が1,738件と最も多く、続いて一般負傷が463件、交通事故が140件となっております。これらの出動件数を前年と比較しますと、急病が378件、一般負傷が88件、交通事故が13件、それぞれ増加しています。今後の予測ですが、令和4年版消防白書、救急出動件数・救急搬送人員の推移とその将来推移によれば、令和12年まで救急要請件数、搬送人員とも増加傾向の見込みとなっております。当町においても、これまでの推移はおおむね同様の

経過であることや、救急搬送の約 6 割を占める高齢者の割合も上昇することが予測されていることから、救急出動件数の将来推移も増加傾向になると見込んでいます。

次に二つ目の質問、救急搬送困難事案の発生状況についてです。当町では、現場出発後、医療機関への照会を行っている事例もあるため、医療機関への受入照会回数が 4 回以上の事例について答弁します。令和 3 年に医療機関への受入照会回数が 4 回以上の事例は 93 例、令和 4 年は 204 例となり倍増しています。また、広島県が新型コロナウイルス感染症にかかる医療提供体制の整備検討のため、救急搬送困難事案のモニタリング調査を行っており、その調査における当町の状況を答弁します。

このモニタリング調査対象者とは、新型コロナウイルス感染症陽性患者やその疑いがある方、発熱や呼吸困難のどちらか、または両方の症状がある方を対象としたものです。令和 3 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの間に、医療機関へ搬送した総数は 4,389 人であり、その中で、調査対象となる傷病者は 1,217 人であり、調査対象以外の傷病者は 3,172 人でした。調査対象者 1,217 人のうち、医療機関への受入照会回数が 4 回以上となった事例は 136 人であり、約 11% になります。調査対象外の 3,170 人のうち、受入照会回数が 4 回以上となった事例は、188 人であり、6% になります。それぞれの搬送事例に対する搬送困難割合は、約 11% と 6% となり、調査対象者とそれ以外の方では、約 2 倍の救急搬送困難事例が発生しています。

具体的な事例といたしましては、医療機関へ受入照会回数に 33 回を要した事例。また時間経過でいえば、119 番の覚知から医療機関への患者収容までに 4 時間 30 分を要した事例もありました。また、医療機関へ搬送したものの、診察の順番待ちにより病院内で 2 時間待機し、119 番を覚知してから署へ戻るまで約 6 時間 30 分を要した事例もありました。

これら救急搬送が困難となる背景は、救急搬送の増加に伴い医療機関のベッドの不足や、発熱等を伴う患者への対応困難が上げられます。また、県内には新型コロナウイルス感染症重点医療機関や協力医療機関が 55 機関ありますが、病院内クラスターにより、救急患者の受入を停止せざるを得ない医療機関も発生しているところです。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 2 回目の質問ございますか。

13 番、三宅議員。

○ 1 3 番（三宅健治君） 1 3 番、三宅です。答弁ありがとうございました。

府中町における現状として、急病者、一般負傷者、交通事故負傷者の救急搬送がともに増加していることが分かりました。今後も新型コロナウイルスの影響を差し引いたとしても、高齢者人口の増加とともに、救急出動の将来推移も増加傾向にあるということでした。また、救急搬送困難事案については、コロナ感染症の流行期に発熱等を伴う患者への対応や、医療機関のベッドの不足、病院施設内クラスターにより、救急患者の受入れを停止せざるを得ない医療機関が発生したことが要因とありました。

そこで再質問ですが、府中町の救急現場を支える消防署の救急体制について、編隊、バックアップ体制などについて教えてください。また、救急現場の負荷を軽減するため、救急車の適正利用を住民に促す緊急度の目安が分かる消防庁のアプリ「Ｑ助」、救急車利用の助言をしてくれる「＃ 7 1 1 9」番、子どもの救急医療相談「＃ 8 0 0 0」番について教えてください。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

警防課長。

○警防課長（松田和将君） 警防課長です。1 3 番、三宅議員 2 回目の質問、救急体制、編隊、バックアップ体制について答弁します。

府中町の救急車ですが、予備車を含め 4 台が配置されています。救急隊の隊員ですが、隔日勤務者、消防署に 2 交代制で勤務している職員のことをいいますが、その中で救急隊員の資格者は 4 0 名となっており、その中に救急救命士 1 7 名を含んでいます。救急隊の編成については、消防法施行令第 4 4 条及び国が定めた消防力の整備指針に基づき、救急隊 1 隊の編成人数は 3 人とし、その中の 1 人以上は救急救命士となるよう職員を配置しています。救急要請に対する出動可能隊数は、同時に 3 隊までは出動可能となっていますが、それ以上同時に救急要請があった場合は、県内広域消防総合応援協定に基づき、広島市消防局へ応援要請を行っています。

令和 3 年では 8 件の応援要請でしたが、令和 4 年は 2 7 件と大幅に増えています。本来、府中町消防署の救急隊が出動した際は、入電から現場到着までの平均時間は 7. 1 分ですが、広島市消防局への応援要請では、応援要請指令をかけてから現場到着までの平均時間は 1 3 分となります。また、救急隊が 3 隊同時に出動した際は、町内居住者を中心に非常召集を行っています。令和 2 年の非常召集回数は 6 9 回、延べ人数 1 7 4 人でしたが、令和 4 年では 1 6 0 回、延べ人数 4 1 0 人と倍以上増加して

います。救急体制を維持していくことは、住民の生命、身体、財産を守るという消防の最も基本的な行政責任を果たすものと認識しております。引き続き、救急体制の維持に努めていきたいと考えています。

二つ目の質問、緊急度の目安が分かる消防庁のアプリ「Ｑ助」、救急車利用の助言をしてくれる「＃７１１９」、子どもの救急医療相談「＃８０００」について答弁します。

まず最初に、消防庁のアプリ「Ｑ助」についてですが、全国版救急受診アプリであり、愛称が「Ｑ助」といいます。一般住民の方が急な病気やけがをしたときに、該当する症状をスマートフォンやアプリ上の画面で選択すると、緊急度に応じた必要な対応が表示される仕組みとなっています。また、対応が表示された後に、１１９番通報や医療機関の検索、受診手段の検索ができるようになっています。

次に、救急車利用の助言をしてくれる「＃７１１９」について答弁します。「＃７１１９」は、限られた医療資源である救急車を有効活用するため、緊急度の高い傷病者には早く救急車が到着できるよう助言するとともに、緊急性が高くない場合は、適切なタイミングで医療機関を受診できるよう支援する救急医療相談と、救急医療機関案内を短縮ダイヤル「＃７１１９」で行う電話相談事業です。通話料は相談した人の負担となりますが、相談料は無料であり、２４時間３６５日対応となっています。令和４年８月１日現在、全国１９の地域で事業が実施されており、当町は広島広域都市圏内の町として事業が実施されています。

次に、子どもの医療相談「＃８０００」について答弁します。休日や夜間に子どもが急な病気やけがをした際にどう対処するか、病院を受診するべきかどうか迷ったときに、小児科医師や看護師に電話で相談できるものです。この事業は全国統一の短縮番号、「＃８０００」にかけることにより、居住している都道府県の相談窓口に自動転送され、症状に応じた対処の仕方や、受診する病院等の助言を受けられます。通話料は相談した人の負担となりますが、相談料は無料であり、広島県では毎日１９時から翌朝８時までの対応となっています。新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や生活様式の変化を背景として、住民の消防に対する要望は多様化しており、医療相談について、本部においてもホームページで公開するとともに、電話対応を行っているところです。住民の方々に貴重な医療資源である救急車を有効活用していただくためにも、引き続きあらゆる場面で医療相談に関する広報活動を行っていききたいと思いま

す。

答弁は以上になります。よろしくお願いします。

○副議長（二見伸吾君） 3 回目の質問ございますか。

1 3 番、三宅議員。

○1 3 番（三宅健治君） 1 3 番、三宅です。答弁ありがとうございました。

高齢化や新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、救急件数は今後も増加傾向にあり、また搬送困難事案も多く発生している中で、消防としても非番職員の招集や医療相談の実施、適正利用を促す広報など対応されていることが分かりました。一方で、広島市消防局への応援要請では、応援要請指令をかけてから現場到着までの平均時間は通常の約 2 倍を要し、その応援要請回数も大幅に増えているという実態があり、今後の課題ではないでしょうか。新型コロナウイルスだけでなく、インフルエンザなどのその他の感染症の流行や夏季の熱中症、各種災害対応など、消防に対する住民の期待は大きくなっていると思います。そうした期待に応え、充実した住民サービスが継続できる消防体制づくりをぜひよろしくお願いいたしますと思います。

また、1 1 9 番通報を受けてから、医療機関への患者収容までに 4 時間 3 0 分を要した事例や、通報を受けて署へ戻るまでに 6 時間 3 0 分を要した事例があったとも伺いました。他の都市ではありますが、救急隊員の出勤時間が連続 1 7 時間にも及び搬送中の事故が発生した事例がありました。府中町においては、新型コロナウイルス感染症の影響があったとはいえ、令和 4 年 1 年間の非常召集回数 1 6 0 回、延べ人数にして 4 1 0 人の町内居住者を中心とした一部の職員に負荷がかかっている現状は、放置できるものではありません。消防職員が有事の際には万全の体制で臨めるように、適切な休暇の取得や、柔軟な勤務体制などの労働環境の改善も合わせて要望し、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（二見伸吾君） 以上で、第 5 項、救急出動について、1 3 番三宅議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第 6 項、部活動の地域移行について、1 3 番、三宅議員の質問を行います。

1 3 番、三宅議員。

○1 3 番（三宅健治君） 1 3 番、三宅です。本日 2 題目の質問ということで、質問の中身よりもそのことが話題になっておりますが、元気を出して質問をしたいと思いま

す。

改めまして、13番三宅です。部活動の地域移行について、国が進める部活動の地域移行は、公立中学校の部活動を段階的に地域に移行していくもので、まずは休日から始めようとしています。文部科学省では、当初令和5年度から3年かけて、公立中学校の休日の部活動を地域に完全移行することとしていました。しかし、多くの自治体は、条件整備やスポーツ団体と学校、保護者の合意を3年間で実現することは困難であることなどの理由で、令和4年12月に方針の変更がありました。スポーツ庁、文化庁が作成した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインでは、令和5年度から3年かけて完全移行を達成するという改革集中期間から、3年間にこだわることなく、できるだけ早期に移行してもらう改革推進期間へと交代しました。公立中学校が担ってきた部活動の運営を地域のスポーツクラブや民間企業などに委ねる地域移行ですが、制度の背景と府中町での取組について教えてください。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。13番、三宅議員、部活動の地域移行について、に答弁します。

御質問の部活動の地域移行をいわれているが、その背景と町の取組についてですが、令和2年9月、文部科学省の事務連絡、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革において、部活動が学校教育の一環として行われる活動であるが、必ずしも教師が担う必要がない業務であることを踏まえ、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが示されました。取組の第一歩として、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築することとし、段階的に取り組むためのスケジュールも示されました。しかし、指導する地域人材の確保や報酬等の費用負担、平日と休日の一貫した指導や、大会の在り方の見直しなど課題が多く、地域の状況も大きく違うため、取組がなかなか進んでない状況にあります。また、令和4年12月27日付で、文部科学省から通知された学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインにおいて、それまで地域移行の達成目標時期としていた令和7年度までの3年間を、改革集中期間から改革推進期間と改め、達成時期を一律に定めず可能な限り早期の実現を目指すことに変更されました。

このような状況の中、本町では広島県教育委員会、他市町と連携し生徒・保護者・教職員が混乱することのないよう、昨年１１月１日に両中学校長、関係課で構成する検討委員会を設置いたしました。この検討委員会はこれまで３回開催し、部活動の現状把握、地域移行に向けた情報共有と意見交換などを行い、可能な取組を遅滞することのないよう協議を進めております。また、町内の各種競技の指導者などとも連携を始めているところでございます。

令和５年度は、これまで顧問とともに技術指導を支援してきた外部指導員、町費会計年度任用職員を文部科学省の推奨する部活動指導員として、可能なクラブから導入し、教師が顧問として参加しない練習日や、大会引率を計画的に設定していく予定です。また、部活動の地域移行に係る体制整備等に取り組むコーディネーターを配置し、現状に応じた取組を進めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） ２回目の質問でございますか。

１３番、三宅議員。

○１３番（三宅健治君） １３番、三宅です。答弁ありがとうございました。

地域ごとに状況が違い、抱えている課題も異なるようで、府中町においても取組がなかなか進んでない状況とありました。そんな中で、令和５年度は部活動の地域移行に係る体制整備に取り組むコーディネーターを配置し、これまでも顧問とともに、部活動を支援してきた部活動指導員を計画的に導入していくとありました。

そこで再質問させていただきます。ここでいう部活動指導員について、もう少し詳しく説明してください。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。１３番、三宅議員、部活動指導員とはどういった内容か、もう少し詳しく説明してもらいたいについて答弁します。

これまで本町では、教員が顧問として部活動指導や大会引率を行い、競技経験のない顧問等への支援として、技術的な指導を行う外部指導員を配置しておりました。平成２９年４月に文部科学省が制度化した部活動指導員が、教員に代わり単独での指導や大会への生徒引率も可能で、校長が顧問を命じることでもあるため、部活動に必ずしも教員が関わらなくてもよくなり、教員の業務改善につながるものですが、これま

で教員が発揮してきた指導力を外部指導員が引き継げるのかという不安もあり、配置を見送っておりました。

令和４年１２月２７日付で、文部科学省から通知された学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインにおいて、部活動指導員が顧問となり、指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築し、必ずしも教師が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築するとの内容が示されたのを受け、来年度から、これまで教員とともに実際に指導してきた、外部指導員を可能なクラブから部活動指導員として配置するよう考えております。平日の校内研修の日の練習や休日における練習試合等への引率を部活動指導員に単独で任せるなど、部活動指導員を計画的に活用することにより、中学校部活動の地域移行を段階的に推進し、生徒にとって望ましい部活動の実現や、働き方改革を通じた学校教育の質の向上を図ってまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○副議長（二見伸吾君） ３回目の質問ございますか。

１３番、三宅議員。

○１３番（三宅健治君） １３番、三宅です。答弁ありがとうございました。

現在府中町では、運動部、文化部の複数部活動において、技術的な指導面で外部指導員としての実績があり、生徒や顧問をはじめ、学校関係者とのコミュニケーションにおいても、既に関係性が構築されている部活動指導員を休日における単独指導や大会などの引率に従事していただき、教師の業務負担の軽減につなげていくことは好ましいことだと思います。

最後に、教育部長答弁では、県教委や他市町と連携してとありましたが、この部活動の地域移行は、子育て、教育面において取組方次第では、他自治体になく府中町の独自性を出せるものだと考えられます。スポーツ活動、文化芸術活動を通じて、「志を育む教育のまち」を標榜している府中町をよりアピールできるのではないのでしょうか。学校部活動は長年にわたり多くの生徒や保護者、教育関係者が深く関わっており、住民にとってもその在り方は関心事項となっておりますが、ガイドラインにもありますように、地域移行に関しては、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという意識の基で、実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らし、進めていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（二見伸吾君） 以上で、第6項、部活動の地域移行について、13番、三宅議員の質問を終わります。

続いて総務文教関係、第7項、物価高騰に対する町の支援の評価と今後について、1番、川上議員の質問を行います。

1番、川上議員。

○1番（川上翔一郎君） 皆さんお疲れさまです。総務文教関係最後の質問をさせていただきます。まずもってこのたび、一般質問の機会をいただき、梶川議長、二見副議長をはじめ、先輩同僚議員各位に心から感謝申し上げます。

（1）質問事項、物価高騰による町の支援の評価と今後について。

2022年2月、ウクライナに対するロシアの侵攻が始まり、1年がたちました。いまだに終結に向けた活路が見出せない中、世界中でエネルギーや穀物など、物資不足による物価高騰が発生し、日本そして広島県、府中町民の皆様の生活も著しく困難になりました。近隣市町で給付金などの施策が打ち出される中、府中町は町民生活支援クーポンの配布や、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を行いました。今まで新型コロナウイルス関係の給付金で、プレミアム付商品券事業やスタンプラリー事業など、町職員の方々が試行錯誤して行ってきました。そんな中、町民の皆様から様々な御意見をいただく中で、今回特に町民生活支援クーポンは、町民の皆様からよかったなど、一定の評価を得られたのではないかと考えます。その理由として、町民全員に平等に配布したこと等が考えられますが、依然改善点もあることから、3点質問をさせていただきます。

今回の町民生活支援クーポンや、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、町としてどう評価しますか。今回の登録事業者は町内事業者の何%でしたか。今後も物価の高騰が続くことが予想されますが、町として施策、給付などどのような対策をお考えでしょうか。3点質問よろしく願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。1番、川上議員の一般質問、物価高騰に対する町の支援の評価と今後についてに答弁いたします。なお、福祉保健部所管の内容が含まれておりますが、私のほうで一括して答弁いたします。

町民生活支援クーポン事業（以下クーポン事業といたします）は、コロナ禍における原油価格や物価高騰による町民の負担増に対する支援策として、町民1人当たり5,000円のクーポン券を配布するとともに、クーポン券の使用範囲を町内事業者とすることにより、町内商業の振興を図った事業です。また、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業（以下給付金事業といたします）は、同様の目的により住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円の給付を行った事業です。

一つ目の御質問は、クーポン事業と給付金事業に対する町の評価についてです。クーポン事業については、特別定額給付金給付事業のような申請方式でなく、またプレミアム付商品券事業のような購入方式でもなく、直接町民にお届けするという町民の手間のかからない方式であったこと。さらに配布が12月中旬という年末年始の臨時的な出費が発生する時期であったことなどから、町民からは電話やメールにより、ありがとうございました、助かりましたという声をいただいております。クーポン券の利用総額は、2億5,524万6,000円となっており、発行総額に対する利用割合は96.3%となっています。

給付金事業については、住民税非課税世帯に対し4,683世帯中4,419世帯に、また家計急変世帯に対し申請のあった全世帯35世帯に支給しました。1人でも多くの方に申請いただけるよう勧奨通知を発送したり、申請のあった世帯に少しでも早く支給できるよう、支給回数を8回設けるなどの工夫を行い、事務を進めました。事業運営上大きなトラブルもなかったことから、クーポン事業、給付金事業とも目的に即した効果的な事業であったと考えています。なお、両事業とも年度末へ向け清算を行うため、金額や世帯数などについては変更の可能性があることを申し添えます。

二つ目の御質問は、登録事業者の割合についてです。クーポン事業の登録事業者数は397件でしたが、町内の全事業者数を町で把握しておりませんので、割合については分かりかねます。ただし、令和元年度に実施しましたプレミアム付商品券事業の328件、令和2年度に実施しましたスタンプラリー事業の327件と比較すると、非常に多くの事業者に登録いただいております。イオンモール以外の事業者数で比較しますと、プレミアム付商品券事業が80件、スタンプラリー事業が89件に対し、クーポン事業は170件と前2事業より約2倍の登録をいただいております、一定の周知が図れたものと考えています。

三つ目の御質問は、今後も予想される物価高騰に対する町としての対応です。クー

ポン事業と給付金事業、どちらも町民には評価いただいているものと思いますが、同等の事業を町単独で行うのは、経費面から非常に困難となっております。今後の社会情勢により、国や県等が同等の財源を交付するとした場合には、当該交付金の趣旨に沿い、かつ町民が生活の中で支援を実感できる政策を引き続き講じてまいりたいと考えます。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○副議長（二見伸吾君） 2 回目の質問ございますか。

1 番、川上議員。

○1 番（川上翔一郎君） 1 番、川上です。御答弁ありがとうございます。

町民の皆さんが 9 割も使用してくれたことは、本当にうれしく思っております。ありがとうございます。今回事業者向けではなく、町民の皆様向けであることは理解しています。しかし、事業者の方々も、新型コロナウイルスが 5 類に移行する予定になり、ウィズコロナ、コロナと共存するために一步一步前に進んでいく方向に向かっていく中、今からというときに、物価高で苦勞していることは言うまでもないと思います。できる限り地元の飲食店、商店街など府中町を昔から支えてくださっている店舗で使ってほしいことから、2 点質問させていただきます。

今回のクーポン事業は、スタンプラリー事業に比べると、イオンモール以外の事業者登録者数が約 2 倍と答弁をいただきましたが、その要因はなぜだと分析されますでしょうか。今回、イオンモール以外で使用したクーポンはどれくらいでしょうか。答弁よろしくお願いします。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

総務課長。

○総務課長（宮脇理恵君） 総務課長です。1 番、川上議員の 2 回目の御質問に関し答弁いたします。

まず、今回のクーポン事業が前 2 事業より約 2 倍の登録をいただいた要因についてです。従前と同様の取組としては、広報やホームページでの公募、過去の同種の事業に参画した事業者への勧奨、また、府中町商工会員を対象とした商工会を通じた募集などを行いました。それらに加え、今回二つの新たな取組を実施しました。一つ目は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策助成金申請時において、今後事業者支援策が実施される際には、町から勧奨することを希望するかどうか、申請者に対しアンケートを実施し

たところですが、希望された事業者に対し、今回勸奨を行いました。二つ目は、町内全世帯に対しクーポンを送付したわけですが、受け取る町民の中にも事業者の方がおられると考え、クーポン送付時に同封した取扱い店舗一覧にQRコードを付し、取扱い店舗の申請ができるような工夫を行いました。その二つの取組が、今回は功を奏したものと考えております。

次に、イオンモール以外で使用したクーポンの割合についてですが、先ほど部長が答弁しました利用総額2億5,524万6,000円のうち、1億3,761万2,000円、率にして53.9%がイオンモール以外で使用した割合となります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 3回目の質問ございますか。

1番、川上議員。

○1番（川上翔一郎君） 1番、川上です。御答弁ありがとうございます。

いろいろ試行錯誤をし、事業者登録を伸ばしていただき、この場をお借りして重ねて厚くお礼申し上げます。しかしながら今後の取組課題として、さらに府中町を昔から支えてくださっている町内業者の拡充をよろしくお願いいたします。また、今回のクーポン、以前スタンプラリーでも要望させていただきましたが、この施策は国の補助金で行っていますが、議会で説明する以上は、見本として町民の皆様に配布する前に、議員の私たちに見せていただきたいと思います。どういう物を配布するのか、事前に知る義務が私たちにはあると感じています。

これは強く要望いたしまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（二見伸吾君） 以上で、物価高騰に対する町の支援の評価と今後について、1番、川上議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問全部を終わります。

続いて厚生関係の質問を行います。厚生関係、第1項、保育の質と保育士確保の処遇改善は、15番、益田議員の質問を行います。

15番、益田議員。

○15番（益田芳子君） 皆様こんにちは、15番の益田芳子でございます。通告に基づきまして質問をさせていただきます。

春3月、新型コロナウイルス感染症の発生から3年目となります季節を迎え、町内

の保育園などでは、卒園式、新年度の入園準備と一番慌ただしい中、今ようやくコロナ感染拡大も減少傾向となり、マスク着用も個人の判断によるなど、社会全体が緩やかな回復ムードになりつつあります。しかし、その間、緊急事態宣言等、多くの感染防止の規制がある中で、保育現場では様々な工夫をしていただきながら、日々子どもたちの保育に献身的に従事してくださいました関係者の皆様に、敬意と感謝をもって質問に入らせていただきます。

質問、保育の質と保育士確保の処遇改善は。質問趣旨、現在保育事業の環境は、2019年10月からの幼児教育無償化で、幼稚園、保育所は、3歳から5歳児と住民非課税世帯のゼロ歳から2歳児の利用が無償となっております。事業開始からは、子育てを担う家庭の経済負担の軽減、そしてこれから子どもを持ちたいと考えている人たちにも希望の持てる施策として、一定の評価があるものの、依然として待機児童の受け皿の整備と、保育の質の向上の要望は年々強くなっております。

また、新型コロナウイルスが発生した当初からは、園では3密が避けられない子どもなど、保育士は感染リスクも懸念されながら、育児の感染防止や園内の消毒作業など、ただでさえ多忙な職員の負担が一段と重くなり、保育士の拡充も求められていますが、保育需要の高まりにより、コロナ発生以前からも保育士の確保は困難な傾向とされており、退職者など潜在的人材の活用を一層進めることを重要とされています。

保育の質では、近年ニュースでも取り上げられました、園での不適切な行動が発覚し、さらに人手不足や業務の過密が背景にあるなどの声が上がっています。今後、保育士の配置基準見直しや処遇改善などの対策は急務と考えます。国が2015年にスタートしました子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育、保育の提供、多様な子育て支援、保育所の待機児童解消等等、人口減少に対する危機感が強まる中、親の子育てを社会全体で支えることを目指していますが、問題は受け皿の整備と保育士の人材を確保することが困難であれば、こうした制度の実現はできません。既に国や自治体では、保育士不足の解決策として、人材育成、就業支援、再就職支援、職場環境改善など、保育士の離職防止につなげています。

本町でも、第2期府中町子ども・子育て支援事業計画の中で、保育事業では、保育の質の向上や保育士の確保支援に取り組み、待機児童解消についても、認可保育園や認定こども園、小規模保育事業所等整備もされているところですが、今後も町の潜在的な待機児童対策も含め、子どもを安心して預けられる保育環境は、町の重

要な事業として検討すべき課題と考えます。

そこで、以下5点についてお伺いします。

1、保育の質の向上と受け皿整備について。2、保育士の配置と保育士の離職状況は。3、保育士等の資格を持っている方への復職支援について。4、これまでの保育士への処遇改善と今後の取組は。5、保育士確保に向けた近隣市町の支援状況は。

以上でございます。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。15番、益田議員の一般質問、保育の質と保育士確保の処遇改善は、について答弁いたします。

御質問の1点目、保育の質の向上と受け皿整備についてですが、保育の質の向上の取組としましては、本町の保育所等で構成される府中町保育研究会に毎年研修費として9万円の補助をしており、毎年各園から選出された保育士によって学習したい研修を決め、保育士の研修に取り組んでおります。令和4年度は、子どもの創造性を育む音楽遊び、表現遊び、気になる子どもへの対応など、4回の研修会をコロナ感染症予防のため人数制限しながら、またオンラインを活用しながら開催し、86人の保育士が受講しております。このほか、安芸郡保育連盟及び広島県保育連盟連合会による、各種エッセンシャル研修及び保育特別講座の受講及び乳幼児教育支援センター実施の研修に、オンラインによる受講も活用しながら、各園ともに保育士の資質向上に向け、積極的に受講されております。

受け皿の整備としては、要求資料2の表のとおり、定員を超えて入所しており、また潜在的な待機児童も年間を通して100人を超えている状況で、令和4年度に新規保育所を整備する事業者を選定し、令和6年4月開園を目指して施設整備を進めていく予定です。新規に開園する保育所については、保育事業のみならず、一時保育事業、地域子育て支援拠点事業の実施も予定されており、町の子育て支援の受け皿として期待しているところであり、多くの保育士のお力が必要となってまいります。

御質問の2点目、保育士の配置と保育士の離職状況は、についてですが、要求資料1の表のとおり、令和3年10月と令和4年10月の数字を比較すると、全体で常勤保育士は6人、非常勤保育士は2人減っています。保育士の配置数が減っている保育所等についてはゼロ歳児、または1歳児の年間受入数が減っている状況です。保育士

の離職理由についてアンケートをしたところ、一番多い理由は、結婚・出産によるもので、全体の４９％でした。また、近年の若い保育士の離職理由の傾向として、自分が描いていた仕事と違っていたという理由で、ほかの仕事を選ぶ人が多くなっております。

御質問の３点目、保育士等の資格を持っている方への復職支援についてですが、令和５年の当初予算に、保育士復職支援セミナーを年２回開催する予算を計上しています。セミナーは広島県のキャリアアップ研修を行う事業所に委託し、保育内容、音楽や工作、保護者対応、事故予防と応急手当など、保育現場で必要な事項について受講してもらい、町内の保育所等との相談会も開催する予定です。託児室も準備し、１人でも多くの人に参加いただき、潜在的な保育士の掘り起こしができるように取り組んでいきたいと考えております。

御質問の４点目、これまでの保育士の処遇改善と今後の取組は、についてですが、令和３年２月から令和４年９月まで、職員の賃金改善を行う教育保育施設等に対し、保育士等に対する収入の３％、月額９，０００円程度を引き上げるための措置として、府中町保育士幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金を交付しました。令和４年１０月からは、公定価格に処遇改善分を含んで各園に交付しております。

御質問の５点目、保育士確保に向けた近隣市町村の支援状況は、についてですが、市町によって状況が違い、支援状況も地域差はありますが、保育士の確保対策としては、主には処遇改善、就業支援、離職防止を大きな柱に支援されている状況です。具体的には、処遇改善としては、国の処遇改善加算に独自加算を上乗せして補助をしたり、定員を割る事業所に対しては、定員払い事務費による安定的な人員確保をされたりしております。就業支援としては、広島県保育士人材バンク及びハローワークと連携した保育士合同就職説明会の開催及び保育士募集記事の広報誌への掲載などをされており、離職防止としては、学生と若手保育士との交流会の開催及びＩＣＴ化の推進などされております。

本町においてもＩＣＴ化の推進については、国の補助等を活用しながら各園のＩＣＴ化を進め、保育士の負担軽減に取り組んでおります。また、先ほど答弁したとおり、令和５年度に保育士の復職支援セミナーの開催を予定しているほか、新規保育所開設準備として、新たに保育士として勤務する新卒保育士等の就職支援のために経済的支援を行い、保育所等で就労する人材の確保を図るための事業の準備を進めております。

保育の質向上を図るために、また保育士不足の状況にならないように、保育士の処遇改善、就業支援、離職防止に向け様々な施策に取り組んでまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 2 回目の質問ございますか。

1 5 番、益田議員。

○1 5 番（益田芳子君） 益田です。要求資料ありがとうございます。保育の質については、子ども・子育て支援新制度においても保育は量だけではなく、質が重要であると明記をされています。町では園に対して職員のスキルアップ研修などに補助金が充てられ、保育士の質の向上に対する取組もされていますが、研修と同時に保育士の労働環境や保育士の配置方法、保育園の環境整備、保育士人材も含めた取組を確実に行っていただきたいと思います。

最初に、様々な質問に答弁をいただきました。この春から入園をされます園児の保護者の方からも御心配をされることもあり、もう少し具体的にお尋ねをしたいと思います。

1、保育の質の中には園での事故防止対策、乳児の睡眠環境、水遊びやプールでの監視体制、食事中の配慮やアレルギーの把握など、様々な事故発生時の対応ガイドライン等、園において策定されておられると思いますが、町では確認ができていのでしょうか。

2 点目、また I C T 化により、保育士の業務の軽減を図っておられます。コロナ禍によりかなり加速していると思いますが、各園での取組についてお聞きをいたします。今から 2 0 年前の 2 0 0 3 年より、保育士資格が国家資格化されました。その経緯は、認可外保育施設による事故等、保育所や保育士の社会的信用が損なわれたことへの対策と、保育士の質の向上と地域社会の子育て支援のために、一層の役割を果たすことが求められていることをきっかけとして改正されたものです。今また、不適切な保育以外にも、バスの置き去り、待機児童、保育士不足、重労働、コロナ禍の過酷、専門性は高いが給与の低さなどの問題が浮き彫りになり、どちらかといえばネガティブなイメージが報じられています。しかし直近の 2 0 1 7 年から 2 2 年に民間各社が小学生から高校生実施した作文コンクールで描かれた将来の夢、なりたい職業の集計結果では、女性職業ランキングに保育園の先生、保育士が依然として上位を占めています。こうした子どもたちの夢や憧れの保育士の職業が、もっとポジティブに評価をされる

ように、町や地域の支援も欠かせないと感じます。

3、受け皿の整備としましては、令和6年に開園となります新規保育所は、待機児童対策として整備が進められていますが、各園の新年度の募集に対して入園の申込み状況と、来月4月から発足しますこども家庭庁の施策の中で、未就園児の預かりモデル事業では、育児の不安や孤立貧困などを抱える家庭を把握し、保育所が市町村や関係機関と連携し、支援計画をつくるなどの支援体制を提案しています。現在、町で実施しています一時預かりと新規園が開設する一時保育事業は、無園児の待機預かり事業になるのでしょうか。保育士の配置と離職状況について、資料の数字からも、保育士が減ることによって量はあるが、人材確保ができなければ受入人数が減るという明確な実態が分かります。

令和2年に調査された厚生労働省の保育士の現状と主な取組によりますと、保育士登録者が数が全体で約154万人、これに対して、潜在保育士の人数は約95万人を占めている報告があります。また町が昨年5月に保育士の離職者についてアンケートを実施された結果、主な要因は、結婚・妊娠によることや早い段階で離職を考えられているケースもあるとお聞きしました。若い保育士さんが保育現場での不安や戸惑いを感じて、保育士を諦めたのであれば、復職セミナーの支援があることは大変に有効だと考えます。保育士の配置基準では、国の現行配置基準には、保育士1人当たりゼロ歳児は3人、1歳から2歳児は6人、3歳児は20人、4歳から5歳児は30人、このうち、4歳から5歳児の配置基準は、1948年に定められて以来一度も見直しが行われていません。これでは1人当たりの保育士への負担が大きいとされ、思わぬ事故にもつながりかねないと、再度保育士の復職を考える人からは不安の声も上がっています。

4点目、保育人材の確保には、配置基準の見直しも今求められているところでございますが、各園の配置基準の現状についてお聞かせください。

保育士への処遇改善では、5、職員の賃金改善を行う施設に対して補助金が支払われています。保育士の平均月給は、全産業平均より5万円低いとされていますが、実際に賃金の改善確認や昇給されている実態を、町では把握されていますでしょうか。今後の取組といたしましては、町は新年度の町長施政方針の中にも、保育士確保に向けた独自策として、新卒保育士等就職支援貸付金を準備し、地域の保育士不足解消を図るとされています。近隣市の東広島では、待機児童対策として開園した200名の

枠の園児募集には、保育士不足で１２０人の入園にとどまる状態にあって、２０１８年から保育士へ３年間で３０万円の給付支援をした結果、待機児童が改善傾向となり、２０２３年予算にも保育士確保のための給付金延長や、奨学金の返済補助等独自策を打ち出されています。

また、保育士人材確保に向けた保育の現場では、保育士を目指している方や、保育士に復職しようとする方、保育士に興味がある方に、保育士の職業や保育現場の魅力を動画により作成し、保育士が子どもの人格形成に関する専門性の高い仕事であることを伝え、保育士の社会的地位の向上を目指し、保育士確保に魅力発信事業を取り入れられてる自治体もあります。保育士確保に向けた今後の取組の中で、こうした園との共同事業等の考えについてお考えがあればお聞かせください。

以上です。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。１５番、益田議員の２回目の御質問について答弁させていただきます。

一つ目の御質問、質の中には園での事故防止対策、乳児の睡眠環境、水遊びやプールでの監視体制、食事中の配慮やアレルギーの把握など、様々な事故発生時の対応ガイドラインと、それぞれの園において策定されていると思うが、町では確認できているのかについてですが、議員御指摘の項目については国において対応ガイドラインが示されており、毎年行っています保育所指導監査においても確認しているところで、全園とも適正に行われております。特に乳児の睡眠環境につきましては、午睡チェッカー、アラームを取り入れている園も多くあり、保育士の負担軽減を図りながら、安全な保育の取組をされております。

次に、ＩＣＴ化により保育士の業務の軽減も図っていると思うが、各園で取組状況は、についてですが、ＩＣＴ化の取組状況につきましては、町内の認定こども園、保育所等で補助金を活用して導入されており、補助金の条件である保育に関する計画記録に関する機能、園児の登園及び降園の管理に関する機能、保護者との連絡に関する機能を導入しております。具体的には、保育に関する計画記録に関する機能については、計画に関する機能は各園とも活用しておりますが、記録に関する機能については、保育士によっては手書きのほうがいいため、全体の３割ぐらいしか活用されていない

状況です。指導監査時に活用について園に伝えているところです。園児の登園及び降園の管理に関する機能については、出入り口でのカードや入力での登降園確認ができるようになり、時間短縮が図られております。また、保護者との連絡に関する機能については、保護者からの休みの連絡やお知らせも、従来の紙からメールでのやり取りに代わり、保護者の負担軽減にもつながっていると聞いております。小規模保育所においては、少人数のため導入されていませんでしたが、令和5年に1園導入予定です。今後も、保育士の負担軽減が進むようにサポートしていきます。

続いて、新年度の各保育園の入園申込み状況についてですが、小規模保育所及び事業所内保育施設を含んだ町内の保育所等は11施設で、令和5年度は全体で入園可能児童数327人に対して460人の入園申込者があり、現在のところ令和5年度の入所状況につきましては、316人の児童に入所承諾書を送っている状況です。令和5年度の認可保育所の空き状況は、ホームページで公開していきます。

次に、町で実施している一時預かり事業と新規保育園が開設する一時預かり事業についてですが、現在町では、3園で一時預かり事業を実施していますが、いずれも余裕活用型のため、入所児童数が定員を超えており余裕がないため、実質は実施できていない状況です。新規保育園は、一時預かり事業と地域子育て支援事業の実施を予定されており、広く未就園児の子育て支援の実施が図れるよう、具体的な協議をしております。

続いて、各園の保育士の配置基準の現状についてですが、保育士の配置基準につきましては、国等の基準に従って配置しております。3歳児につきましては、本来は園児20人に1人の保育士の配置ですが、15人に1人の保育士を配置すると運営費に加算される3歳児配置改善加算という制度があり、町内の保育所等では7園がこの制度を活用し、3歳児クラスで手厚い保育を実施しております。このほか、チーム保育加算により保育士を配置している園や、障害児加算により加算保育士を配置されている園もあり、入所児童の状況に応じて、運営費に加算がある制度を活用しながら、保育士の加配をしている状況です。保育士の配置基準の見直しについては、保育士の確保及び予算の確保など課題も多く、国の動向を注視しながら、慎重に進めていきたいと考えております。

続いて、保育士の賃金の改善等について確認をされているのかについてですが、令和4年2月から9月の補助金に係る賃金の改善については、実績報告により確認をし

ております。１０月以降については補助金ではなく、運営費に含んで園にお支払いを  
しておりまだ確認はできておりませんが、１０月以降も賃金の改善を継続することを  
条件に、交付された補助金ですので今後しっかりと確認してまいります。

保育士確保に向けた今後の取組の中で、こうした事業等の考えについてですが、本  
町においても、令和５年度に保育士復職セミナーの開催、令和６年、令和７年に新卒  
保育士等就職支援金貸付事業などを予定しており、今後事業実施に向けて準備を進め  
てまいります。議員御指摘のとおり、保育現場の魅力発信など違う視点からの取組  
についても、町内の保育所等と協議を重ね、少しでも保育士確保につながるように努  
めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） ３回目の質問ございますか。

１５番、益田議員。

○１５番（益田芳子君） 益田です。答弁ありがとうございました。

保育の質では、町だけではなく園の協力体制も必要かと思います。しかしながら保  
育の現場にあっても、保育の安全、行事の在り方、ＩＣＴの導入、保護者とのコミュ  
ニケーション、保育所の確保、定着、育成と様々な課題に向き合っておられると思い  
ます。特にこのコロナ禍のこの３年間、時には園に対する要望や緊急性の高い依頼も  
ございました。感染拡大の中、従来の保育の見直しが迫られ、混乱や戸惑いを抱えな  
がらも、懸命な保育に従事されている保育士さんの姿は、多くの保護者の方から感謝  
の思いが、私のほうにも寄せられています。今後も各園の質の向上や、保育士確保、  
処遇改善のためには、ＩＣＴ環境の整備や国や県の補助金、町の独自の施策で保育士  
の働きが軽減され、離職者が復職に対しても支援が確実に保育士へ届き、人材確保へ  
とつながるように現場の声もしっかり把握をしていただき、すてきな保育士さんが育  
つ町、安心して子どもを育てる町の魅力としても、発信をぜひお願いをしたいと思い  
ます。

最後にここで既に先進的な取組をされています、テレビなどでも放映をされました  
園を御紹介したいと思います。令和３年に東京都女性活躍推進大賞を受賞された東京  
都杉並区の私立認可保育園では、国の基準の２倍の保育士配置による働き方改革が評  
価をされました。具体的な内容には、経費削減の業務を見直し、ＩＴ化の活用により  
手書の事務作業を、パソコンからスマホやタブレットで入力できるように変えて効率

また、厚生労働省の施策には、待機児童解消に向けた、保護者と保育所をつなぐ専門相談員の配置等などがございます。家庭のニーズに合った保育サービスの提案や手続を的確に対応できる保育コンシェルジュを採用する自治体も増え、中国地方では、岡山市倉敷市が既に配置をされております。こうした事例を参考にいただき、保育士の負担軽減や処遇改善により、多くの保育士の方が府中町で働きたいと思っただけのような取組を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

15番、増田議員の質問を終わります。

○副議長（二見伸吾君）　　ここでお諮りします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(延会 午後 3 時 4 5 分)